

競馬の払戻金に対する課税について

—馬券購入代金の家事費としての性質の検討を中心として—

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

競馬の払戻金に関する課税について、馬券購入のための支出の性質とそれが必要経費または収入を得るために支出した金額（以下、「必要経費等」とする。）となる理由の整理を中心に検討した上で、最高裁平成 27 年 3 月 10 日判決（刑集 69 卷 2 号 434 頁）（以下、「平成 27 年最高裁判決」とする。）における大谷裁判官の意見において必要性が指摘されている「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」にどのようなものがあるかについても検討を行うこととする。

2 研究の概要

（1）所得税法における支出

イ 馬券購入のための支出の性質

馬券購入のための支出の性質は、娯楽のための支出と考えられるが、一般的な娯楽とは異なり、所得税法の対象となり得る「財産の得喪」と結びついた娯楽のための支出であることから、所得を得るために支出としての性質も有すると考えられる。

ロ 個人が行った支出の所得税法における取扱い

個人が行った支出を所得税法上どのように取り扱うかということについては、その支出が必要経費となるか家事費となるかという議論になる。通説的な理解としては「家事費とは、衣服費・食費・住居費・娯楽費・教養費等のように、個人の消費生活上の費用のことで、必要経費には算入されない」ものであり、「家事関連費は、接待費・交際費などにその例が多いが、必要経費と家事費の性質を併有している費用であって、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつその必要である部分を明確に区分できる場合等は、その部分に限って必要経費に算入される」ものである。

他方、一時所得では、家事費及び家事関連費も、一時所得の金額の計算における控除項目とすることができます。

ただし、一時所得の控除項目としての「支出した金額」については、「(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)」と規定されていることから、雑所得の場合における「必要である部分を明らかに区分することができる」という要件とは異なる要件として「直接要した金額」に該当するか否かの判断が必要となる。

よって、馬券購入代金の所得税法上の取扱いを検討するためには、まず、所得区分に関する検討が必要となる。

(2) 馬券収入の所得区分

イ 競馬法の概要

日本中央競馬会は券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができ、勝馬投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発売することができる。

払戻金については、勝馬投票の的中者に対し、払戻対象総額（売得金の額の 70%～80%）を、各勝馬投票券に按（あん）分して払戻金として交付する（パリミュチュエル方式）。

ロ 私法関係及び経済関係の分析

(イ) 私法関係の分析

競馬は、刑法においても賭博罪にあたるものと、競馬法という特別法によって公認されているが、私法においても競馬法の許可によって違法性が阻却されている。

つまり、通常の私法上の契約関係とは異なり、競馬法の規定する販売方法等以外の方法は、私法上も刑法上も許されないものであるということができる。

(ロ) 経済関係の分析

払戻金は、売得金の額の 70%～80%に当たる払戻対象総額を、的中

した勝馬投票券に按分したものである。

これを、経済的な活動として分析すると、まずは、馬券を購入した時点で20～30%の損失が生じている、ということができ、馬券購入者全体を通してみた場合、元本を毀損する経済活動であるということができる。

(イ) 小括

馬券の販売及び払戻は、①刑法的にも私法的にも競馬法の規定に従う必要があるということ、また、②経済的には、全体として元本を毀損する経済活動であるということができる。

ハ 馬券収入の所得区分

馬券収入の所得区分判定に関して検討するが、多くの馬券訴訟においては、一時所得か雑所得のいずれに該当するかという論点で争われていることから、本稿においてもこれらの所得区分に関して検討する。

(イ) 一時所得と雑所得

第一に、利子所得から譲渡所得までの8種類の所得類型に該当しない所得という点については共通しており、一時所得と雑所得が補充的所得分類として規定されていることが分かり、これを、以下「除外要件」とする。

第二に、この除外要件を満たす、積極的な定義に当てはまらないバスケットカテゴリーとしての所得が、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること」(以下「非継続要件」とする。)、及び、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること」(以下「非対価要件」とする。)という二つの要件を満たすか否かで、一時所得となるか雑所得となるかが分けられるという規定となっている。また、非継続要件から「一時の所得であること」(以下「一時の所得要件」とする。)を分離する説もある。

(ロ) 馬券の払戻金による所得の所得区分

A パリミュチュエル方式から考える非継続要件

馬券の払戻金はパリミュチュエル方式によって計算されることから、馬券の購入金額に対する払戻金額の期待値は、基本的に、各勝馬投票法に対して定められた払戻率と考えることができる。

また、このような期待値を論じる際に重要な概念に、大数の法則があり、試行数が大きくなればなるほど、全体的な分布は理論上の分布（割合）に収束していく。

この大数の法則と馬券収入の期待値を組み合わせると、十分に多くの試行（馬券の購入）がなされるならば、馬券の購入金額に対する払戻金額の割合は、期待値つまり払戻率（70～80%）に収束していくということができるから、馬券を「継続的行為」として購入し続ける場合、20～30%の赤字に収束するということになる。

このことから、「継続的行為」として馬券を購入することによる収入は、通常であれば、客観的に利益を上げることができないことが明らかということができ、そのような行為は、所得税法の適用に際し「営利を目的とする」ものとはいえないというべきである。

逆に、「営利を目的とする」ためには、「大数の法則が予定する範囲から逃れる」必要があるが、そのためには、結局、「『充分な数』プレイしないようにすればよい」ということになることから、「継続的行為」といえないこととなる。

つまり、馬券の払戻金による所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」という要件の営利性と継続性を両立させることができない所得であることから、通常は、非継続要件に該当し、一時所得となる性質を有するものである。

B 賭事と博戯

競馬は賭博の一種であり、その賭博とは、刑法において、平成 7 年改正前は、「博戯又ハ賭事」と規定されていた。

当事者の行為によって勝敗が決まる博戯と決まらない賭事では、偶然性の大小が異なり、偶然性の小さい博戯と偶然性の大きい賭事は異

なるものとされていたが、この区別には実益がないとして、「賭博」と規定されることとなった。

馬券購入者が馬券を購入するという行為は、レースの結果に影響を及ぼさないので賭事に該当するが、経済的利益という意味においては、賭け方の工夫によって、馬券購入者が損益という結果に関与する余地がある。

これは、所得税法の適用に際して、馬券購入者の賭け方の工夫やノウハウによっては、馬券の購入金額に対する払戻金額の期待値が、JRA の定める払戻率を超える可能性があるということであり、その期待値を 100% 以上とすることができるノウハウを有するのであれば、営利性と継続性を同時に満たすことが可能となることから、そのノウハウに従って継続的に馬券の購入を行うのであれば、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することになる。その結果、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」(非継続要件) に該当しないこととなり、雑所得となる可能性が生じるということを意味していると考えられる。

C 営利性と継続性の両立可能性

このノウハウの例が、平成 27 年最高裁判決において示された「独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」という考え方である。

これに関して、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決は、平成 27 年最高裁判決における「独自の条件設定と計算式」が、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決における「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」にあたり、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回かつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして 100% を超える回収率を実現」したことから、『営利を目的とする継続的行為から

生じた所得』として、一時所得ではなく雑所得に該当する」と判示した。

さらに、東京高裁令和 2 年 11 月 4 日判決において、通常の払戻率を有意に超えた払戻率を獲得できるノウハウが存在しているといえるとしても、「回収率が総体として 100% を超えることが期待し得る独自のノウハウを有していたとまでは認められず、これに基づき馬券を選別して購入を続けていたということはできない」と判示されている。

つまり、本来の期待値 (70~80%) を有意に超えていれば、数理としてはノウハウが存在しているといえるものの、その期待値が 100% 以上でないのであれば、所得税法の適用においては、営利性と継続性が両立しえないことから非継続要件を満たし、馬券の払戻金額は一時所得となるのである。

D 期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ

パリミュチュエル方式によっている競馬等の公営競技においては、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」とは、他の馬券購入者たちよりも正確な本来あるべき予想オッズと、実際のオッズの乖離を見つけ、その乖離がある馬券を、手持ち資金管理の観点と乖離の程度に応じた金額で購入することが必要となる購入方法であり、その予想理論から見いだした実際のオッズとの乖離がある馬券を購入するという行為を確実に行うことが必要となる。というのも、その理論に基づいた馬券購入という行為を確実に行わなければ、自らの予想理論から購入を見送るべき期待値の低い馬券の購入実行及び予想理論から購入るべき期待値の高い馬券の購入見送りが、全体の期待回収率を減少させ、ノウハウを無効化していくからである。

一方、期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウとは、自らの予想理論に基づくあるべきオッズと実際のオッズとの乖離に着目した購入方法であるはずであることから、的中する

可能性そのものは低い馬券を購入することも当然に生じるし、むしろそれが必要不可欠となる購入方法である。

つまり、このノウハウは、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが前提となる方法であることから、これが「個々の馬券の的中に着目しない」購入と表現されることになる。

E カナダにおけるギャンブル収入課税

「独自のノウハウ」に類似するものとして、カナダのギャンブル収入課税において「『システム』の有無」というメルクマールが存在する。

これらは完全に同じものではないとしても、「日本での『一体の経済活動』該当性に関する独自のノウハウの有無という考慮要素と、所得源泉の判断に関する『システム』の有無というカナダの考え方」に類似するものがあるのではないかと思われる。

ただし、実際の争訟においては、カナダでは、「ギャンブル収入について、それが基本的に非課税であるという前提に立った上で」、課税庁が「システム」の存在を立証するという形態の訴訟となる。

そして、継続的に収入を得ているという結果があったとしても、「継続的に収入を得ているという結果から、システムの存在を推認することを否定している。」

一方、我が国においては、課税対象であることを前提として、「独自のノウハウ」が無ければ外れ馬券の購入費を控除できない一時所得、有れば控除できる雑所得という争いとなり、課税庁は「独自のノウハウ」が無いと主張し、納税者は有ると主張するという形態の訴訟となっているため、カナダとは課税庁と納税者の主張する方向性が逆になっている。

そして、ギャンブルにおいては、通常はそのような「システム」や「独自のノウハウ」は無いのが一般的であるという点については、両国とも同様であるため、「システム」や「独自のノウハウ」の存在についての立証が不十分となった場合、カナダでは非課税となるが、我が

国では（最終的には裁判官の自由心証主義による判断となるが）一時所得となる可能性が高いということとなる。

F 立証可能性

我が国においては、「独自のノウハウ」の存在についての立証が十分にできなかった場合、納税者が求める判決が得られない可能性が高くなる。

一方、競馬でコンスタントに利益を上げている者は、各種の要素を調べ、それぞれ独自の方法で総体として利益を上げている可能性がある。

しかし、課税庁や裁判官に対して、確かに期待値 100% 以上の回収率（= 営利性と継続性の両立）を可能とする独自のノウハウがあり、それに基づいて馬券を購入しており、かつ、そのノウハウ以外の馬券購入が無い（もしくは区分できる）と立証できるかという問題が生じる。

その点、過去のデータから統計的手法によって予想モデルを作り、それに従って必要な馬券のみを購入している場合、その立証は、利用したデータ、作成したモデル、実際の買い目とその払戻金などの事実を提示することによって、比較的容易なものとなると思われる。

他方、その予想モデル等の独自のノウハウが、本人の経験の蓄積としてしか存在しないという場合、その独自のノウハウを客観的に立証するのは極めて困難であると思われる。

また、実際の買い目やその結果についての記録が無い場合も、独自のノウハウの存在だけではなく、そのノウハウに沿った馬券購入を確実に行ったということを立証する上で、大きなマイナス要素となるであろう。

ただし、そのような場合でも、裁判官は、継続して利益を上げ続けているという結果からノウハウの存在を推認することも可能であるが、所得区分の確定について判決を待つしかないという場合が生じること

から、納税者の課税に対する予測可能性を低下させることになる。

その意味でも、何らかの特例措置が求められるといえる。

(3) 所得税法における馬券購入のための支出（一時所得となる場合）

馬券購入のための支出は、必要経費（払戻金を得るために必要な支出）と家事費（娯楽のための消費支出）の性質を併有している費用であることから、家事関連費に該当することになる。

そして、この家事関連費は、一時所得か雑所得かによって取扱いが異なることとなるため、それぞれの所得区分に応じて検討を進める。

イ 一時所得となる場合の馬券購入のための支出

「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在しないか、存在したとしても、馬券購入の際に、その独自のノウハウを適切に利用していない場合、馬券の払戻金による所得は一時所得となり、その収入を得るために支出した金額は、所得税法 45 条及び所得税法施行令 96 条の適用の有無を論じる必要は無い。

その結果、馬券購入のために支出した金額は、一時所得の金額の計算方法を規定する所得税法 34 条 2 項の「直接要した金額に限る」という要件をクリアすることで、一時所得の控除項目とすることができる。

競馬法が、個別に勝馬投票券を発売する旨規定していること、及び、当選馬券に対して払戻金が支払われる旨規定していることから、収入を得るために直接必要な金額とは、当選馬券を購入した金額のみとすることが、馬券購入とその払戻金の支払いに関する競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づいた所得税法への当てはめとして適当であると考える。

ロ 馬券購入の実態からの検討

各実施主体の規約等つまり意志表示は、競馬法の規律に適合する法形式で契約を結ぶことであるが、競馬法の規律に関して必ずしも正確に理解しているとは限らない馬券購入者の内心の効果意志を、実際の馬券購入の実態から推測し、実質的な解釈を行うのであれば、直接要した金額

の範囲をある程度（①多数の組合せを一枚のマークカードで購入する場合②一つのレースにおける複数の買い目③1日単位など）拡大するような緩和的な取扱いを定めることも、必ずしも不合理なものというわけではないと思われる。

ただし、その場合、執行上の問題（例：外れ馬券を拾い集めて当選馬券の払戻金による所得金額を0円にしてしまう）も予想されるところ、このような問題に対応するための取扱い（例：本人確認が確実に行われているインターネット口座等において馬券購入が行われる場合にのみ、「直接要した金額」の範囲を拡張する。）も同時に定める必要がある。

さらに、推測される馬券購入者の内心の意志からすると、馬券の購入は、当選馬券の払戻金による収入を得るためにのみ必要なものであり、他の一時所得とは無関係であることから、他の一時所得との通算が生じてしまわないように、「直接要した金額」の範囲を緩和的取扱いとして拡張したとしても、当選馬券の払戻金による収入金額を限度とするよう定める必要がある。

また、ギャンブル等については、税務上の問題以外にも、ギャンブル等依存症の問題も生じており、こうした社会的要請への対応として、馬券購入時の本人確認及び競馬主催者による馬券購入者の購入履歴の保存及び国等の機関への情報提供が、今後、有用ないし必要となる可能性はあると思われるところ、例えば、馬券購入時に適切に本人確認が行われることや、履歴の残るインターネット口座での購入に誘導するという政策目標に資するための税制上の優遇措置として、一定の要件を満たすインターネット口座を通じて購入した場合や適切な本人確認が行われた上で購入馬券の名寄せが行える場合であれば、それらから得られる情報に基づいて、外れ馬券を「直接要した金額」とすることができる範囲を1年単位とするという立法措置も検討に値するであろう。

（4）所得税法における馬券購入のための支出（雑所得となる場合）

イ 馬券購入のための支出のうち業務の遂行上必要な部分の区分

「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在し、その独自のノウハウに従って継続して馬券を購入している場合、馬券の払戻金による所得は雑所得となり、馬券購入のための支出は、必要経費と家事費の性質を併有している費用であることから、家事関連費となる。

そのため、所得税法 45 条による必要経費不算入に該当しないためには、「家事上の経費に関連する経費の主たる部分が（中略）雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合」に該当しなくてはならない。

□ 独自のノウハウと外れ馬券

雑所得となるためのノウハウとは、自らの予想理論に基づくあるべきオッズと実際のオッズとの乖離に着目した購入方法であるはずであることから、的中する可能性そのものは低い馬券を購入すること、つまり、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが必要不可欠となる購入方法である。

そのような独自のノウハウに従って馬券を購入したことによって生じた外れ馬券購入のための金額は、家事関連費に該当するものの、そのノウハウに従って購入している限りにおいて、すべての馬券購入が必要不可欠であることから「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合」に当たり、家事関連費として必要経費不算入とはならないと考えられる。

こうして所得税法 45 条の適用がないことが確認されたことによって、所得税法 37 条の要件の該当性について検討されることとなる。

その際、このような購入方法は、「一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有する」ものと認定されるものもあるため、所得税法 37 条の適用においては、そのノウハウによる収入のために必要不可欠である一連の購入から生じた外れ馬券は、同条 1 項前段の「直接に要した費用」に当たり、必要経費に算入できると考えることができる。

ハ ノウハウの存在以外の理由で雑所得となる場合

他方、独自のノウハウが存在し、外れ馬券を含む「一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有する」ものではないにもかかわらず、当選馬券による収入が雑所得となる可能性として、他の業務（例えば、ユーチューバー等の配信による所得）の付随収入として馬券収入が事業所得や雑所得となる場合も考えられないではない。

このような場合については、『『當利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』と規定される非継続要件は、『何らかの継続的行為に関連して一時の所得が得られる場合』を一時所得の範疇から除く趣旨ではなく、『一時の所得自体が、反復継続して得られる場合』に、そのような『一時の所得』を一時所得の範疇から除くものと解すべき』であり、ユーチューバー等の配信のような「何らかの継続的行為」に関連して、独自のノウハウに基づかない「一時の所得」である当選馬券の払戻金による収入が得られたとしても、それだけでは一時所得の範疇から除かれるものではない、つまり、当選馬券の払戻金による所得は一時所得となると解することが適当であると考える。

それでも、万一、このような場合に当選馬券の払戻金による収入が付随収入として雑所得となるという主張が認められたとしたとしても、独自のノウハウに基づかずに購入された外れ馬券は、所得税法 37 条の適用においては、業務（ユーチューバー等の配信）との関連性はあるといえるかもしれないが、それ以前に、所得税法 45 条の適用上、家事関連費となり、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分する」必要が生じることとなる。

そして、独自のノウハウが存在しないのであれば、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが必要不可欠となる購入方法ではなくなるため、外れ馬券を含むすべての馬券購入が必要不可欠であるということにはならず、当たり馬券の購入のための金額は、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」な部分として区分することは可能かもしれないが、外

れ馬券の購入のための金額は、娯楽としての支出（家事費としての性質）と業務の遂行上必要な部分を区分することは不可能であり、区分できない家事関連費として必要経費不算入となるべきと考える。

二 記録の重要性

（イ）家事関連費の区分のための記録の必要性

所得区分の検討において、「実際の買い目やその結果についての記録が無い場合も、独自のノウハウの存在だけではなく、そのノウハウに沿った馬券購入を確実に行ったということを立証する上で、大きなマイナス要素となるであろう」と指摘したところであるが、この記録は、家事関連費のうち、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分する」という場面でも重要なものとなる。

既述のとおり、ノウハウに沿った購入馬券は、外れ馬券であっても当選馬券を得るために必要不可欠であるが、ノウハウに沿っていない購入馬券は、当選馬券を得るために必要不可欠であるということにならない。

そのため、これを「明らかに区分する」ことができれば、ノウハウに沿っていない外れ馬券の購入のための金額のみを必要経費不算入となる家事関連費とすることによって、ノウハウに沿った馬券購入のための金額は、必要経費に算入できる金額として区分できるが、記録がないために、この区分ができない場合、文理解釈を厳格に行うならば、必要な部分を明らかに区分することができない家事関連費として、すべての外れ馬券（記録の状態によっては当たり馬券も含まれる可能性もある）の購入のための金額を必要経費不算入とすべきであるという結論となると思われる。

（ロ）所得税法 232 条 2 項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

また、雑所得となる場合は、令和 2 年度税制改正において導入された所得税法 232 条 2 項における「雑所得を生ずべき業務」を行ってい

る場合にあたると考えられることから、現在においては、帳簿書類等の備え付けが必要となるはずである。

すると、帳簿書類等の備え付けがないのであれば、雑所得であるという主張が認められる可能性は、従前よりもさらに低下すると考えられ、雑所得であるという主張が認められたとしても、家事関連費としての区分について必要な部分を明らかに区分できないとされる可能性が高まるものと思われる。

（5）特例措置の検討

ここまででは、基本的に現在の法令を前提とした解釈を行ってきたところ、平成 27 年最高裁判決における大谷裁判官の意見において指摘されている何らかの特例措置について、どのような措置が考えられるか立法措置も視野に入れて検討することとする。

イ 考えられる特例措置

（1）法令改正を要しない措置

必ずしも法令改正を要しないものとして、既述のとおり、一時所得となる場合であっても一定の範囲（同一レースや同一開催日など）における外れ馬券の購入金額について、当選馬券の払戻金による収入金額を限度として、一時所得の収入を得るために要した金額に含めることを認める、という取扱いが考えられる。

これは、競馬法の規定に従うべき私法関係の解釈からは逸脱するものの、馬券購入者の内心の意志を実質的に汲むものであることから、納税者の納得感も高まるものと思われる。

また、法令改正を行わなくとも、いわゆる緩和通達を定めることで実施可能と考えられる。

ただし、この場合、特別控除（50 万円）を超えた所得を得た場合、確定申告する必要が生じることは変わりなく、納税者の事務負担はあまり軽減されない。

さらに、雑所得となるか否かの争点は常に生じ得ることとなる。

このように、「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」というには不十分なものと言えるところ、これを解決するには、以下の法令改正を要する特例措置が必要となるが、その際、この控除範囲の拡大を踏まえた計算を取り入れた制度とすることも有効であろう。

(a) 法令改正を要する措置

既存の制度に類する措置として、①当選馬券の払い戻しに関して公営競技実施主体に情報申告を義務付ける、②当選馬券の払い戻し時に源泉分離課税を行う、③公営競技に関する所得を申告分離課税とする、④インターネット口座での購入について、金融所得における特定口座に類する仕組みを導入し、当該口座内においては、年間の総合収支に対する分離課税を認める、⑤所得区分にかかわらず年間の総合収支に対する課税とするが、必要経費等に算入できる金額については、公営競技に関する収入金額を限度とする、⑥払戻率を引き下げた上で非課税とする、というような措置が考えられることから以下詳述する。

A 情報申告の義務付け

これは、当選馬券の払い戻しに関して、公営競技実施主体に情報申告を義務付ける制度を導入するものである。

メリットとしては、当選馬券等の払戻金に関する情報が課税当局に把握されていることを意識することによって、自主的な申告を促すと同時に、申告がなされない場合に課税庁が調査すべき対象を把握しやすくするものであり、申告納税の趣旨に合致する制度である。

また、情報申告を行うために公営競技実施主体において保存される情報は、ギャンブル等依存症対策としても有用な情報となり得る。

デメリットとしては、①払戻金の支払い時の本人確認に関する制度の整備が必要となること、②一定の金額以下の払戻金については情報申告を不要とするような手当が無ければ、公営競技実施主体の事務負担が大きくなること、③本人確認ができない、もしくは拒否する者と

のトラブルが発生する可能性が生じること、④一時所得の特別控除(50万円)以上の利益を上げた場合に、申告が必要となるという点では、納税者の事務負担は減少しないこと、⑤雑所得となるか否かの争点は常に生じ得ること、などが考えられる。

B 源泉分離課税の導入

これは、当選馬券の払い戻し時に源泉分離課税を行うものであり、現行制度において、当選馬券の払戻金による所得には何らかの課税が行われるということを前提として、それを簡素な仕組みで完結させるという意味で、極めて簡素かつ有効な制度である。

また、他の特例措置を採用した場合に、本人確認ができない者等に關して生じ得る問題について、そのような者に対して源泉分離課税を行うことで容易に補うことができる。

デメリットとしては、①公営競技実施主体の事務負担が増加する(ただし、本人確認に係る事務負担よりは小さいと思われる)、②一時所得の特別控除(50万円)の適用が受けられなくなり、年間の当選馬券が50万円以下の者の税負担が増加する、③累進課税でなくなり、担税力に応じた課税でなくなる(低所得者には負担増、高所得者には負担減)、④ギャンブル等依存症対策としての効果がない、といった点が考えられる。

C 申告分離課税の導入

公営競技に関する所得を申告分離課税とするものである。

その際、必要経費等をどのような範囲とするかは、公営競技実施主体による本人確認と記録の作成及び保存がどの程度行われるかに応じて、すべての外れ馬券等の購入費用までとすることも含め検討可能である。

これは、Bで検討した源泉分離課税のデメリットのうち、一時所得の特別控除(50万円)の適用が受けられなくなり、年間の当選馬券が50万円以下の者の税負担が増加する問題を解消することができる。

また、公営競技間での損益通算が可能となる。

そして、最大のメリットは、所得区分に関する争いが生じる余地が無くなるということである。

デメリットとしては、本人確認に関する制度の整備が伴わなければ、申告された所得金額の適否を確認できなくなることから、情報申告と同様の問題（所得区分に関する問題を除く）が生じることとなる。

D 特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める

これは、馬券のインターネット購入に際して作成する口座を、金融所得における特定口座に類するものとするための要件を定め、当該口座内においては、年間の総合収支に対する申告分離課税を認めるものである。

すでに本人確認が行われているインターネット購入のための口座を活用し、公営競技の実施主体が顧客の購入履歴を詳細に保存することを特定口座の要件とし、特定口座において購入した馬券に限って申告分離課税を導入することによって、Cにおいて検討した申告分離課税におけるデメリットを、部分的にではあるが効果的に解消することができる。

また、公営競技の実施主体が特定口座における顧客の購入履歴を詳細に保存することをもって、雑所得となる場合の納税者の帳簿保存義務を代替したものとみなした上で、それ以上には、独自のノウハウの存在を示すための要件を求めるうことなく雑所得として年間の総合収支に対する課税を行うこととすることによって、課税要件の明確化を行い、さらに、その年間総合収支に対して源泉徴収の上で申告不要とすれば、課税の公平、安定性が高まり、さらに、納税者の事務負担も減少することとなる。

また、公営競技の実施主体において購入履歴の詳細な保存がなされることによって、ギャンブル等依存症対策としても有用な情報となり

得る。

デメリットとしては、①インターネット口座における購入以外については、特例措置の影響が及ばないこと、②累進課税でなくなり、担税力に応じた課税でなくなる（低所得者には負担増、高所得者には負担減）ことが考えられる。

ここで、デメリット①については、特定口座以外で購入した馬券から生じた払戻金に対しては源泉分離課税を行うことで補完することができる。そして、結果的に、税負担として有利な特定口座の利用に誘導する効果も生じ、購入履歴の保存によってギャンブル等依存症対策に資することにもなると考えられる。

また、デメリット②については、特定口座における年間収支について、例えば、一定の所得金額までは 10%、それを超えた場合は 20% の税率とするような方法で、ある程度の累進性を持たせることが可能となると思われる。

E 公営競技に関する収入金額を限度として必要経費等の算入を認める

これは、公営競技に関する所得を総合課税の対象としたまま、所得区分にかかわらず年間の総合収支に対する課税とすることを認めた上で、必要経費等に算入できる金額については、公営競技に関する収入金額を限度とする制度である。

これについては、アメリカ連邦税法に類似の制度があり、総合課税の原則を守ることによって、分離課税のデメリット（累進課税でないため担税力に応じた課税でなくなる）を解消すると同時に、ギャンブルの一種である公営競技に関する所得から生じた損失（損失のもととなる外れ馬券等の購入金額は本来家事関連費であり、独自のノウハウを有しなければ必要経費に算入できない費用である）が一時所得内や雑所得内であっても他の所得に影響を与えないよう担保することができる措置であると言える。

デメリットとしては、現に所得区分が存在する我が国の所得税法においては、所得区分の判定についての解決をもたらさない措置となることから、雑所得となるか否かの争点が残ることがあげられる。

F 払戻率を引き下げた上で非課税とする

これは、払戻金が非課税とされているスポーツ振興投票の払戻率が約 50%（非課税の宝くじと同水準）であることを参考に、公営競技においても、払戻率を約 50% に引き下げた上で、払戻金による所得を非課税とするものであり、課税の安定性の観点では、最も簡便で分かりやすい方法でもある。

問題点は、①経済的に見れば、馬券が的中せず、所得を得られなかつた者にも税負担が生じることになり、担税力に応じた課税とはならないこと、②公営競技の射幸性に基づく娛樂性を大きく減殺してしまい、これまで公営競技でギャンブルを楽しんでいた者が非合法なオンラインカジノ等に手を出してしまうおそれが生じることである。

健全な娛樂としての公営競技の娛樂性を維持するためには、払戻率を変更することは慎重であるべきと思われる。

口 小括

特例措置については、合計 7 案考えたところであるが、「D 特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める」案が、所得区分に関する争いを終わらせることができること、納税者（馬券購入者）の事務負担がほとんど生じないこと、購入履歴の保存がギャンブル等依存症対策として活用できること、といったメリットが大きく、「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」として優れているものと考える。

さらに言えば、この方法で年間の総合収支に対して課税する場合、一般的な馬券購入者は、長期的には勝てないと考えられることから、結果的に、大半の馬券購入者には納税額が生じないことになると思われる。

そして、納税額が発生する馬券購入者にとっても、年間トータルです

べての外れ馬券も含めてなお利益が出ている時のみ納税するという納得感を得やすい税負担のみで、安心して楽しむことができるようになると考えられる。

また、こうした環境が整備されることは、「課税の公平、安定性」のみにとどまらず、公営競技をこれまで以上に安心して楽しめる健全な娯楽とする一助にもなると思われることから、事務負担が生じる公営競技の実施主体にとっても、長期的にはメリットのある案ではないかと考える。

3 結論

馬券購入に関する私法関係の検討により、払戻金による所得が一時所得となる場合、収入を得るために直接必要な金額とは、当選馬券を購入した金額のみとする現行の取扱いが、馬券購入とその払戻金の支払いに関する競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づいた所得税法への当てはめとして適当であることを明確に示すことができたと同時に、馬券購入の実態から推測される馬券購入者の内心の意志を考慮し、一定の範囲（一つの注文行為で同時に購入した馬券、同一レースでの購入馬券、1日単位での購入馬券など）で外れ馬券の購入金額を直接要した金額に含めるという緩和的な取扱いを定めることも、必ずしも不合理なものというわけではないということを示すことができた。

また、馬券の購入費用が家事関連費に該当するということから、これまでの馬券訴訟において必ずしも重視されてこなかった記録の重要性について新たに指摘できたものと考える。

さらに、平成 27 年最高裁判決における大谷裁判官の意見において指摘されている何らかの特例措置については、7 案考えたところであるが、特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める特例措置が、所得区分に関する争いを終わらせることができる、納税者（馬券購入者）の事務負担がほとんど生じないこと、購入履歴の保存がギャンブル等依存症対策として活用できること、といったメリットが大きく、「課

税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」として優れているものと考えた。

もちろん、この案に限らず、どの案であっても、実現のハードルは高いと思われるが、公営競技に関する課税について「課税の公平、安定性」を向上させることを目的とした改正が行われる際の参考となれば幸いである。

目 次

はじめに	112
第 1 章 所得税法における支出	114
第 1 節 馬券購入のための支出の性質	114
1 日本標準産業分類	114
2 賭博の性質	114
3 小括	115
第 2 節 個人が行った支出の所得税法における取扱い	115
1 所得税法 45 条（家事関連費等の必要経費不算入等）	116
2 所得税法 37 条（必要経費）	118
第 2 章 馬券収入の所得区分	122
第 1 節 競馬法の概要	122
1 競馬法の概要	122
2 私法関係及び経済関係の分析	123
3 小括	124
第 2 節 馬券収入の所得区分	125
1 一時所得と雑所得	125
2 馬券の払戻金による所得の所得区分	130
第 3 章 所得税法における馬券購入のための支出	143
第 1 節 一時所得となる場合	143
1 一時所得となる場合の馬券購入のための支出	143
2 馬券購入の実態からの検討	144
3 執行上の問題	149
第 2 節 雜所得となる場合	151
1 雜所得となる場合の馬券購入のための支出	151
2 ノウハウの存在以外の理由で雑所得となる場合	153
3 記録の重要性	155

第 4 章 特例措置の検討	157
1 考えられる特例措置	157
2 小括	163
おわりに	165

はじめに

競馬の払戻金に関する課税については、当該払戻金がいずれの所得区分（一時所得か雑所得か）に該当するかにより、外れ馬券の購入のために支出した金額を控除可能かどうかにつき影響を受けることから、所得区分判定の問題として判例、学説が蓄積されてきているところである。

他方で、最高裁平成 27 年 3 月 10 日判決（刑集 69 卷 2 号 434 頁）（以下、「平成 27 年最高裁判決」とする。）における大谷裁判官の意見⁽¹⁾のように、雑所得と区分されたとしても、外れ馬券の購入のために支出した金額が当然に必要経費として控除可能となるのかにつき、当初から疑義が呈されてもいる。

逆に一時所得であっても、的中馬券の購入金額以外にも当該レースの外れ馬券の購入金額につき購入の態様によって控除可能性がないのかという点につき、令和 6 年 6 月 14 日に質問主意書⁽²⁾が提出されるなどしている。

(1) 「長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入を繰り返したからといって、なぜ

本来単なる損失である外れ馬券の購入代金が当たり馬券の払戻金と対応関係を持つことになるのかは必ずしも明らかではない。また、いかなる購入金額であろうと外れ馬券の購入代金の全額が必要経費に当たり得るとの判断は、広く一般の国民から理解を得るのは難しいのではなかろうか。」「原判決が、本件の外れ馬券の購入代金を所得税法 37 条 1 項前段の『直接に要した費用』として必要経費に当たるとしたのは法令解釈の誤りであり、同項後段の『所得を生ずべき業務について生じた費用』として必要経費に当たると解し得るかについても疑問がある。」最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁〔440 頁〕。

(2) 「日本中央競馬会では一九九三年に『ながし』『ボックス』投票法を、二〇〇四年に『フォーメーション』投票法を導入している。これらの投票法は原則として的中した一点以外全て不的中となることを前提として多数の組合せを一枚のマークカードで購入する投票法であるが、日本中央競馬会が不的中の組合せが含まれることを前提とした投票法を用意しているにもかかわらず同一レース内での購入馬券を合算して『必要経費』とできない理由は何か。」第 213 回国会質問番号 162 衆議院ウェブサイト〔2-3 頁〕。

「日本中央競馬会では電話若しくはインターネットを利用した馬券の購入システムを構築しており、これらのシステムを利用することにより各購入者の投票履歴の追跡が可能である。これにより、各利用者のレース毎の購入金額と配当を正確に把握できるため、同一レース内での購入馬券を合算して『必要経費』と収益を算出し、適正な課税につなげることができると考えられる。」第 213 回国会質問番号 162 衆議院ウェブサイト〔3 頁〕。

(https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdf

そこで、これらの論点に関して、馬券購入のための支出の性質とそれが必要経費または収入を得るために支出した金額（以下、「必要経費等」とする。）となる理由の整理を中心に、競馬の払戻金に関する課税について検討した上で、大谷裁判官の意見において、今後の必要性が指摘されている「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置⁽³⁾」にどのようなものがあるかについても検討を行うこととする。

S/a213162.pdf\$File/a213162.pdf) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(3) 最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁 [440 頁]。

第 1 章 所得税法における支出

本稿においては、馬券購入のための支出の性質から、所得税法における競馬の払戻金に関する課税がどのようになるべきかを検討することを目的としていることから、まずは、馬券購入のための支出の性質について検討する。

第 1 節 馬券購入のための支出の性質

1 日本標準産業分類

我が国における競馬は、特別法に基づいて行われる公営競技であるところ、その性質について、公的な見解として、「社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したもの⁽⁴⁾」として総務省が定める「日本標準産業分類⁽⁵⁾」を参照した。

これによると、競馬などの公営競技は、「803 競輪・競馬等の競走場、競技団」として「中分類 80 娯楽業」に分類されている。

のことから、これらの公営競技に対する顧客の支出は、娯楽のための支出であると捉えることが適当である。

2 賭博の性質

(1) 刑法における解釈

競馬などの公営競技において、馬券等を購入することは、「偶然の事情に關して財物を賭け、勝敗を争う⁽⁶⁾」ことであることから、本来なら刑法 185

(4) 総務省「日本標準産業分類」

(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(5) 総務省「日本標準産業分類（令和 5 年 7 月告示）分類項目表」69 頁

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(6) 前田雅英ほか編『条解刑法〔第 4 版補訂版〕』548 頁（弘文堂、2023）。

条の賭博罪に当たる。

ただし、競馬法等の特別法によって、「財政上の理由から、競輪、競馬、オートレース、宝くじ、スポーツ振興投票（サッカーくじ）などが公認されているが、この場合には、当該特別法が定めている方法以外の方法によって賭けを行えば賭博罪が成立する⁽⁷⁾」とされている。

のことから、馬券等を購入する行為の本質が賭博であることは間違いないといえる。

（2）賭博の性質

さらに、『『賭博』の国語的意味は『金銭・品物を賭けて勝負を争う遊戯』とされ⁽⁸⁾』ており、賭博という行為そのものの性質を考えるならば、「賭博＝ギャンブルは、遊び＝遊戯＝ゲーム＝勝負事と財産の得喪が結びついた娯楽⁽⁹⁾」と言われている。

つまり、公営競技において、馬券等を購入することは、行為の性質としては賭博であり、その内容は、「財産の得喪」と結びついた「遊戯」や「娯楽」であるといえる。

3 小括

以上のことから、馬券等を購入することは娯楽のための支出と考えられるが、一般的な娯楽とは異なり、所得税法の対象となり得る「財産の得喪」と結びついた娯楽のための支出であることから、所得を得るための支出としての性質も有すると考えられる。

第2節 個人が行った支出の所得税法における取扱い

個人が行った支出を所得税法上どのように取り扱うかということについては、

(7) 前田ほか・前掲注(6)548頁。

(8) 前田ほか・前掲注(6)549頁。

(9) 筑紫景『ギャンブルの未来学』247頁（文芸社、2024）。

その支出が必要経費となるか家事費となるかという議論になることから、まず、所得税法 45 条 1 項 1 号に規定されている「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの」(以下、「家事費及び家事関連費」とする。また、個別に記述する場合は、「家事上の経費」を「家事費」とし、「これに関連する経費で政令で定めるもの」を「家事関連費」とする。)について検討する。

1 所得税法 45 条（家事関連費等の必要経費不算入等）

(1) 所得税法 45 条 1 項 1 号及び所得税法施行令 96 条

所得税法 45 条 1 項は、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものを列挙しており、同項 1 号において、家事費及び家事関連費を規定している。

家事費及び家事関連費について、通説的な理解としては「家事費とは、衣服費・食費・住居費・娯楽費・教養費等のように、個人の消費生活上の費用のことで、必要経費には算入されない(45 条 1 項 1 号)⁽¹⁰⁾」ものであり、「家事関連費は、接待費・交際費などにその例が多いが、必要経費と家事費の性質を併有している費用であって、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつその必要である部分を明確に区分できる場合等は、その部分に限って必要経費に算入される(同号、所税令 96 条)⁽¹¹⁾」ものである。

(2) 所得税法 45 条 4 項

他方、所得税法 45 条 4 項では、一時所得の金額の計算における控除項目となる「支出した金額」(=「その収入を得るために支出した金額」(所得税法 34 条 2 項))に算入できないものを規定している。

しかし、所得税法 45 条 1 項と異なり、同項 1 号で規定する家事費及び家事関連費は規定されていない⁽¹²⁾。

(10) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』324 頁(弘文堂、2021)。

(11) 金子・前掲注(10)324 頁。

(12) 所得税法 45 条 4 項の条文は、「第一項第二号から第八号までに掲げるものの額(略)

つまり、雑所得では必要経費不算入となる家事費及び家事関連費を、一時所得の場合、雑所得における必要経費に相当する控除項目である「支出した金額」に算入できないものとして規定していないことによって、一時所得の金額の計算における控除項目とすることができます（下図参照）ことに特徴がある。

【雑所得】

総収入金額 - (必要経費一家事費及び家事関連費)

【一時所得】

総収入金額 - (その収入を得るために支出した金額一家事費及び家事関連費)



「支出した金額」に算入できないものとして

家事費及び家事関連費を規定していないことから

総収入金額から控除できる

これは、一時所得の金額の計算に際しては、そもそも一時所得の収入を得るために支出した金額のうちに、家事費及び家事関連費に該当する支出が含まれるかということを検討する必要もなく、所得の控除項目とすることができるということである。

このような違いが生じている理由としては、「一時所得が継続的な営利活動などを基礎としていない、いわば消費行為からたまたま所得が得られたような場合を対象としていることから、消費のための支出も『その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額』（34Ⅱ）にあたる限り、所得計算上控除する趣旨のものであると考

は、（略）一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。」となっており、家事費及び家事関連費を規定する1項1号を含まない規定となっている。

えられる⁽¹³⁾」とされている⁽¹⁴⁾。

ただし、一時所得の控除項目としての「支出した金額」については、所得税法 34 条 2 項かっこ書きにおいて、「(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)」と規定されていることから、雑所得の場合は考慮する必要がある家事関連費の必要経費算入の可否を規定する所得税法施行令 96 条 1 項における「必要である部分を明らかに区分することができる」という要件とは異なる要件として「直接要した金額」に該当するか否かの判断が必要となる。

2 所得税法 37 条（必要経費）

（1）所得税法 37 条と所得税法 45 条の関係

ここまで、家事費及び家事関連費に関して、通説的な理解に基づいて検討してきたが、この「家事費」とは何を指しているのかという点に関して、より詳細に検討すると、「所得税法 37 条《必要経費》」にいう必要経費に算入されない経費を『家事費』というのか、あるいは、同法 45 条《家事関連費等の必要経費不算入等》に規定されている『家事上の経費』を『家事費』というのかという問題⁽¹⁵⁾があり、「所得税法上の解釈論においてはこの点が必ずしも厳格に整理されてこなかったのではないか⁽¹⁶⁾」との指摘もなされているところである。

確かに、「個人の場合は、事業主体が同時に消費主体でもあるため、法人の場合には見られない特殊の問題がある⁽¹⁷⁾」とされており、その典型的な問題の一つが「家事費」であるとの理解からすれば、「家事費」に関する先

(13) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 4 版〕』292 頁（弘文堂、2024）。

(14) 「たとえば、競馬の馬券を買うのは消費であるが、その馬券があたって一時所得の収入金額が生じた場合には、あたった馬券の購入費用は一時所得の計算上控除する、という例で、このことを理解することができるであろう。」佐藤・前掲注(13)293 頁。

(15) 酒井克彦「所得税法 37 条の「別段の定め」と家事費概念—所得税法 37 条と 45 条の適用における優先劣後関係—」中央ロー・ジャーナル 17 卷 1 号 29 頁（2020）。

(16) 酒井・前掲注(15)29 頁。

(17) 金子・前掲注(10)324 頁。

ほどの二つの解釈には違いが無いように思える。

また、例えば、東京地裁平成 6 年 6 月 24 日判決（税資 201 号 542 頁）においても、「必要経費に算入されるのは、①それが事業活動と直接の関連を有し、②当該業務の遂行上必要なものに限られるべきであり、それ以外の費用は、家事費（同法四十五条一項）に該当し、必要経費には算入されないというべきである。」と説示されてもいる。

しかし、これは、「所得税法 37 条と 45 条の適用における解釈ルートをいかに整理すべきかという問題⁽¹⁸⁾」として捉える場合、意味を持つと考えられる。

というのも、「所得税法 45 条が同法 37 条 1 項の『別段の定め』であるから、45 条は 37 条 1 項よりも先決事項と位置付けられていること、また、所得税法施行令 96 条は、所得税法 45 条 1 項 1 号の委任を受けた政令であって、同法 37 条 1 項の委任を受けたものではないこと⁽¹⁹⁾」から、「所得税法 45 条 1 項 1 号及び所得税法施行令 96 条の検討がなされ、『家事上の経費』ないし『家事関連費』ではないことが判然とすれば、（中略）かかる『別段の定め』に該当しないことになった段階において、初めて所得税法 37 条 1 項の規定の適用を検討する⁽²⁰⁾」ことが適当であるという学説がある。

この点を厳格に解釈すると、以下の事例の判決における説示のように、所得税法 37 条の必要経費に算入すべき金額の要件を検討する際に、所得税法施行令 96 条を参照することが適當なのか否かという差異が生じることになる。

課税実務や学説が、所得税法 37 条の解釈として、「ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業

(18) 酒井・前掲注(15)30 頁。

(19) 酒井・前掲注(15)42 頁。

(20) 酒井・前掲注(15)42 頁。

の遂行上必要な費用でなければならない⁽²¹⁾』として、業務関連性に直接性を求めていることに対して、「東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決(判時 2170 号 20 頁)は、被控訴人(第一審被告)が、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張した点について、『しかし、所得税法施行令九六条一号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が『事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要』であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。』と論じて⁽²²⁾おり、「この説示は、所得税法施行令 96 条をもって所得税法 37 条の必要経費に算入すべき金額の要件を導出しようとするもの⁽²³⁾」である。

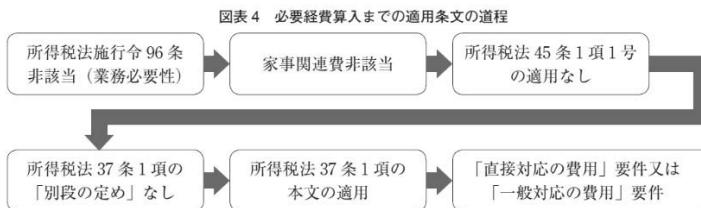
本稿においては、所得税法の条文の構成として、所得税法 45 条が所得税法 37 条 1 項の「別段の定め」であること、そして、所得税法施行令 96 条は、所得税法 45 条 1 項 1 号の委任を受けた政令であることから、所得区分が雑所得となることにより、必要経費に該当する範囲を検討する際には、先に紹介した学説に従って、以下の図表⁽²⁴⁾の順で、それぞれの該当性を判断することとする。

(21) 金子・前掲注(10)321 頁。

(22) 酒井・前掲注(15)41 頁。

(23) 酒井・前掲注(15)41 頁。

(24) 酒井・前掲注(15)41 頁。



(2) 一時所得となる場合

他方、一時所得となる場合には、既述のとおり、所得税法45条4項の規定によって、同条1項1号（家事費及び家事関連費）と同時に所得税法施行令96条についての検討が不要となることから、直接、一時所得の金額の計算方法を規定する所得税法34条2項に関する検討を行うことになる。

そしてこれは結局、同項に規定する「直接要した金額」該当性について検討することとなる。

(3) 小括

ここまで検討の結果、本稿の目的である馬券購入代金の家事費としての性質の検討、つまり、個人が行った支出の所得税法上の取扱いを検討するためには、まず、所得区分に関する検討が必要となることが分かったことから、次章にて検討する。

第 2 章 馬券収入の所得区分

所得区分の検討に際しては、その所得を生み出す経済取引に関する私法関係を明らかにする必要があるところ、競馬に関しては、競馬法の規律の下にあることから、まずは、競馬法の規定について概観し、その後、所得区分に関して論じることとする。

第 1 節 競馬法の概要

1 競馬法の概要

(1) 目的

競馬の結果に対して財物を賭けることは、本来、刑法 185 条により賭博罪にあたるが、競馬法という特別法によって公認されている。

その競馬法の趣旨は、「馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するもの」(競馬法 1 条) とされている。

(2) 勝馬投票券

日本中央競馬会は券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができ(競馬法 6 条 1 項)、勝馬投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発売することができる(同条 2 項) とされている。

勝馬投票法には、基本勝馬投票法(単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式)と重勝式がある(競馬法 7 条、詳細は競馬法施行規則 6 条、7 条)。

(3) 払戻金

勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の払戻対象総額(売得金の額の 70%~80%⁽²⁵⁾)を、当該勝馬

(25) 現在は、単勝・複勝 80.0%、枠連・馬連・ワイド 77.5%、馬単・3 連複 75.0%、3 連単 72.5%、WIN5 70.0%である。JRA「勝馬投票法ごとの払戻率について【平成 26 年 6 月 7 日以降】」

に対する各勝馬投票券に按（あん）分して払戻金として交付する（競馬法 8 条）とされている。

このように参加者が支払った金額（売得金総額）の一定割合を事前に控除し、残余の金額を的中投票券に分配する方式をパリミュチュエル方式⁽²⁶⁾といい、中央競馬の場合、控除した金額は国庫納付金及び JRA の運営費⁽²⁷⁾となる。

2 私法関係及び経済関係の分析

競馬法の規定より、馬券購入及び払戻金に関する私法関係及び経済関係について分析する。

（1）私法関係の分析

勝馬投票券、いわゆる馬券は、競馬法の規定に従って、券面金額十円の勝馬投票券十枚分以上を一枚で代表して販売される。

また、的中者に対してのみ、競馬法の規定に従って払戻金が支払われる事から、射幸契約であるといえる。

ここで、民法においては、「いちじるしく射幸的なもの⁽²⁸⁾」は、民法 90 条（公序良俗）によって無効と考えられており、「宝くじや競馬・競輪などについては、法令上特別の許可があることによって違法性が阻却されるのであり、このような許可がない限り、いちじるしく射幸的なものとして当然本条に違反する行為となる⁽²⁹⁾」と解されている。

つまり、競馬は、既述のとおり、刑法との関係においても、刑法 185 条により賭博罪にあたるものを、競馬法という特別法によって公認されてい

（www.jra.go.jp/kouza/baken/index.html#rate_list）（令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧）。

（26）「総売り上げの中から、主催者の経費や儲けを差し引いた残りをそれぞれの売り上げに応じて配当する。」筑紫・前掲注(9)79 頁。

（27）JRA「国庫納付を通じた貢献」

（<https://www.jra.go.jp/company/social/treasury/>）（令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧）。

（28）我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物件・債券—〔第 8 版〕』193 頁（日本評論社、2022）。

（29）我妻ほか・前掲注(28) 193 頁。

るが、私法においても、法令上特別の許可つまり競馬法の許可によって違法性が阻却されているものである。

このことは、馬券の販売等の取引においては、通常の私法上の契約関係とは異なり、競馬法の規定する販売方法等以外の方法は、私法上も刑法上も許されないものであるということができる。

(2) 経済関係の分析

競馬法の規定によれば、勝馬投票の的中者に対する払戻金は、売得金の額の 70%～80%に当たる払戻対象総額を、的中した勝馬投票券に按分したものである。

このような馬券の購入との中者への払戻金の関係について、経済的な活動として分析すると、まずは、馬券を購入した時点で 20～30%の損失が生じている、ということができる。

これについては、他の多くの経済取引においても、最初に手数料等を支払うことによって、ある程度の損失（経費）を生じた状態から始まることは、珍しいことではない。

ただし、競馬等の公営競技が、他の経済取引と異なることは、この残余の 70%～80%の払戻対象総額について、運用等によって増加⁽³⁰⁾することがないということである。

このことから、馬券購入者全体を通してみた場合、馬券の購入金額に対する払戻金額の割合は 70%～80%で確定しており、全体としては、元本を毀損する経済活動であるということができる。

3 小括

競馬法を検討した結果、馬券の販売及び払戻に関しては、①刑法的にも私法的にも競馬法の規定に従う必要があるということ、また、②経済的には、

(30) 例えば、射幸契約として、類似性のある生命保険契約であれば、長期の契約であることから責任準備金相当額が運用によって増加し、その増加分は全体としては、何らかの形で契約者の利益となる。

全体として元本を毀損する経済活動であるということを読み取ることができた。

第 2 節 馬券収入の所得区分

続いて、馬券収入の所得区分判定に関して検討する。

その際、多くの馬券訴訟においては、一時所得か雑所得のいずれに該当するかという論点で争われている⁽³¹⁾ことから、本稿においてもこれらの所得区分に関して検討する。

1 一時所得と雑所得

(1) 一時所得と雑所得の区分

一時所得は所得税法 34 条 1 項において以下の通り規定されている。

「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」。

また、雑所得は所得税法 35 条 1 項において以下の通り規定されている。

「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」

これらの規定を比較すると、第一に、利子所得から譲渡所得までの 8 種類の所得類型に該当しない所得という点については共通しており、一時所

(31) もちろん、事業所得となるか否かという争点の争訟もあるが、事業所得であるとした場合、文理解釈として、「対価を得て継続的に行なう事業」（所得税法施行令 63 条 1 項 12 号）の対価を得るために、JRA に対して資産または役務を提供したとは言えないという点で問題があること、また、事業所得でなくとも、業務として雑所得となっているのであれば、基本的には利益が出続けているはずであって、事業所得であれ雑所得であれ最終的な税額に影響は出ないはずであることから、本稿においては、一時所得か雑所得かという論点について検討することとする。

得と雑所得が補充的所得分類として規定されていることが分かり、これを、以下「除外要件⁽³²⁾」とする。

第二に、この除外要件を満たす、積極的な定義に当てはまらないバスケットカテゴリーとしての所得が、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること」(以下「非継続要件」とする。)、及び、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること」(以下「非対価要件」とする。)という二つの要件を満たすか否かで、一時所得となるか雑所得となるかが分けられるという規定となっている。

(2) 3 要件説と 4 要件説

ここで、一時所得となるか雑所得となるかにつき、除外要件、非継続要件、非対価要件を合わせた 3 要件によって判定するという 3 要件説と、非継続要件から「一時の所得であること」(以下「一時の所得要件⁽³³⁾」とする。)を分離する 4 要件説の対立がある。

しかし、一時の所得要件については、「『一時の所得』の具体的な意味内容を明らかにできておらず、なぜ、独立した要件として認める解釈が妥当であるのかの理由については、明確に示されていない⁽³⁴⁾」との指摘もある。

それでも、その「一時の所得要件」は、大別すれば、「偶発性要件」つまり所得源泉性が無いことを指すものと解釈する説⁽³⁵⁾と、単に、1 回で受け

(32) 除外要件、非継続要件及び非対価要件の名称は、佐藤英明「一時所得の要件に関する覚書」金子宏=中里実=J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』221-222 頁(有斐閣、2014)による。

(33) 一時の所得要件の名称は、酒井克彦「所得税法上の一時所得該当性の議論にみる『一時の所得』要件(上)」税務事例 56 卷 3 号 1 頁による。

(34) 木山泰嗣「一時所得の要件論—判例の変遷からみる偶発性要件の要否—」青山法学論集 64 卷 2 号 260 頁(2022)。

(35) 「『一時の所得』とは所得源泉性がない移転的所得と考えられ、一般には偶発的、臨時的な収入が該当すると考えられる。」団子善信「新税法理論—優しい税法—〔第 2 版〕」295 頁(成文堂、2025)。

取るか複数回で受け取るかの違いとする説⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾の二つに分類できそうである。

これに対し、3 要件説は、「『一時の所得』という、所得区分の名称とはほぼ同義の文言が、所得税法 34 条 1 項に定められているのは、消極要件のみによって構成される所得区分が有する性質を総括したものに過ぎないと読むのが、自然である⁽³⁸⁾」こと、さらに条文の沿革の分析から「偶発性を一時所得の要件として認めない⁽³⁹⁾」説であるといえる。

(3) 3 要件説と 4 要件説に対する私見

3 要件説と 4 要件説に対する私見であるが、以下の理由から、一時の所得要件を独立した要件として認める必要が無いという点で 3 要件説であるが、偶発性要件とも呼ばれる⁽⁴⁰⁾所得源泉性が無いことについては、非継続要件中の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」の文理解釈によつて得られると考えていることから、先に紹介した 3 要件説とは異なるもの

(36) 「一時所得該当性については四要件説に立つべきであると考えており、また、『一時の所得』要件説が条文を正解するものと考えているが、そこにいう『一時性』とはあくまでも一回性のことを指していると解するべきであろう。」酒井克彦「所得税法上の「一時所得該当性」の議論にみる『一時の所得』要件(中)」税務事例 56 卷 4 号 3 頁。

(37) 「一時金として支払われたものでない所得は『一時の所得』性を満たしているとは言えず、一時所得から除外されることになると考えられる。」寺内将浩「生命保険契約から生ずる個人所得の課税の在り方」税大論叢 61 号 528 頁

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/61/05/pdf/61-5.pdf>)
(令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

また、実務においても、例えば、生命保険の満期金を一時金として受け取れば一時所得であるが、数年にわたる年金として受け取れば雑所得とされている。

(38) 木山・前掲注(34)256 頁。

(39) 木山・前掲注(34)272 頁。

(40) ここで「偶発性要件とも呼ばれる」という表現としたのは、「偶発性」という文言は所得税法の条文において用いられている文言ではなく、あくまで、所得源泉が無い所得には課税しない所得源泉説に基づいた明治 20 年所得税法が制定された際に、非課税所得とすべき所得源泉が無い所得とはどのようなものかを、「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」(明治 20 年所得税法 3 条 2 項) という条文における文言よりも分かりやすく説明するために用いられてきたものであることをはっきりさせたいからである。つまり、「偶発性」とは「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」の説明にすぎないのであり、「偶発性」という文言そのものを解釈して一時所得該当性を判断することは適当ではなく、あくまで、「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」 = 「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」を解釈する必要があると考える。

である。

非継続要件の文言は、明治 20 年に初めて設けられた所得税法における非課税規定として定められた「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」(明治 20 年所得税法 3 条 2 項) から実質的な意味内容を変更させることなく文言を修正してきた結果であるという沿革から考えて、偶発性要件や所得源泉性が無いことについては「一時の」の文言の解釈によるのではなく、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるかどうかを文理に沿って解釈すれば結果的に包含されるものであると考える。

というのは、「営利を目的とする」という一見主観的な要件について、行為者が単にそう思っただけではなく、東京高裁令和 2 年 11 月 4 日判決(訟務月報 67 卷 8 号 1276 頁)において「営利性の存否の判断(客観的にみて利益が上がると期待し得る行為の存否の判断)」と説示されているように、客観的に営利性が認められるものである必要があるはずであり、客観的に営利性が認められる場合というのは、結局、偶発性が認められないものであり、所得源泉性があるものであると考えられるからである。

さらに言えば、この「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」という文言が、所得源泉性が無い偶発的な所得に課税しないために規定された条文であることからすると、所得源泉性がない偶発的な所得であることを表すために「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」 = 「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という用語が定められたと解してもいいのではないかと考えている。

もう一つ、あくまでも一種の思考実験であるが、非課税規定である明治 20 年所得税法 3 条 2 項が「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」ではなく、「一時ノ」を削除した「営利ノ事業ニ属セサル所得」であったならどうなるかを考えると、「営利ノ事業」にあたらないものの所得を定期的に得ることができると一般的に期待することができる、公社債利子、配当、給与、年金といった所得も非課税になってしまうのではないかと考えられる。

つまり、「一時ノ」は、非課税規定が課税のための規定よりも優先適用さ

れることで、課税されるべきと考えられていた、事業性が無くとも定期的に得られる所得が非課税になってしまわないように規定された文言であつた可能性もあると考えられる。もしそうであれば、「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」 = 「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という文言が、非課税規定から一時所得を定義する規定となつことにより、利子所得、配当所得、給与所得などに当たらない場合に適用される規定となつた段階で、「一時の」は、条文から削除してもよかつたのではないかとも考えられる。

よって、本来は「一時の」には独立した意味がなかつた⁽⁴¹⁾か、利子、配当、給与、年金のような、事業（現代の課税実務における「業務」に当たると思われる。）ではないが、定期的に得ることができる蓋然性の高い所得を非課税所得から除くための文言であったものが、一時所得の定義規定となつことから意味を失つたのではないか、というのが私見である。

しかし、現実に、生命保険の満期金などのような所得源泉性がないと考えられている受給権⁽⁴²⁾を一時金で受け取れば一時所得となり、年金で受け取れば雑所得となるというような解釈と実務の積み重ねの結果、「一時の」に回数としての意味が生じてしまったという意味で、4 要件説が生じてしまつてゐるものと考えている。

(41) この点については、木山・前掲注(34)221 頁において提示されている 3 要件説と共通するのであるが、私見では、非継続要件の条文自体から偶発性要件と呼ばれる所得源泉性が無いことを読み取ることができるはずであると考えていることから、その点で異なっている。その意味では、3 要件説も、所得源泉性が無いこと（偶発性要件）を読み取るべきか否かという 2 つの説に分かれるということができるかもしれない。

(42) 生命保険契約から得られる保険金は、契約期間中の運用益も含むこと多く、完全に所得源泉性が無いとは言えないが、現行課税実務においては、所得源泉性が無い所得として一時金として受け取れば一時所得とされている。この点に関して、拙著において、一時金で受け取る場合でも、雑所得とすべき保険金があるのではないかという指摘も行っているところである。

上田正勝「個人の生命保険契約に基づく一時金・年金に係る所得金額の計算について」税大論叢 69 号 223 頁（2011）

（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/69/03/03.pdf>）（令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧）。

2 馬券の払戻金による所得の所得区分

(1) パリミュチュエル方式から考える非継続要件

馬券の払戻金はパリミュチュエル方式によって計算されることから、馬券の購入金額に対する払戻金額の期待値⁽⁴³⁾は、基本的に、各勝馬投票法に対して定められた払戻率と考えることができる。

また、このような期待値を論じる際に重要な概念に、大数の法則がある。

大数の法則とは、「個々の事象の予測は無理（もしくはきわめて困難）であっても、充分に多くの試行がなされるなら、全体的な分布はかなり正確に予測しうる⁽⁴⁴⁾」ということであって、要するに試行数が大きくなればなるほど、全体的な分布は理論上の分布（割合）に収束していくということである。

さらに言えば、「大数の法則は、数学上の『絶対』（中略）であるので、これを『打ち破る』方法はない⁽⁴⁵⁾」。

この大数の法則と馬券収入の期待値を組み合わせると、十分に多くの試行（馬券の購入）がなされるならば、馬券の購入金額に対する払戻金額の割合は、期待値つまり払戻率に収束していくことができる。

そして、競馬の払戻率は 70~80% であることから、馬券を「継続的行為」として購入し続ける場合、大数の法則によって理論上の分布である期待値に応じた収入、即ち 20~30% の赤字に収束するということになる。

このことから、「継続的行為」として馬券を購入することによる収入は、通常であれば、客観的に利益を上げることができないことが明らかということができ、そのような行為は、所得税法の適用に際し「営利を目的とする」ものとはいえないというべきである。

(43) ギャンブルにおける期待値とは、「ある特定の賭け方に対し、理論上戻ってくる割合 (%)」である。谷岡一郎『確率・統計であばくギャンブルのからくり』38 頁（講談社、2001）。

(44) 谷岡・前掲注(43)148 頁。

(45) 谷岡・前掲注(43)154 頁。

逆に、「営利を目的とする」ためには、「大数の法則が予定する範囲から逃れる⁽⁴⁶⁾」必要がある。

そして、「ギャンブルをやって、しかも大数の法則の網に引っかかるない⁽⁴⁷⁾」ようにするには、結局、『『充分な数』プレイしないようにすればよい⁽⁴⁸⁾』ということになる。

さらに、「2倍程度の本命に賭け続けた⁽⁴⁹⁾」場合、「1年間に 100 回もプレイしたなら、プラスでいる人は 1 %程度がやっと⁽⁵⁰⁾」であるが、「分散の大きい『大穴』賭けはプラスでいる人はもつといいる⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾」ということを組み合わせると、大穴を狙い、大きく利益を出した時点でやめることが必要となり、「継続的行為」といえないこととなる。

つまり、馬券の払戻金による所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」という要件の営利性（「営利を目的とする」）と継続性（「継続的行為」）を両立させることができない所得であることから、通常は、非継続要件に該当し⁽⁵³⁾、一時所得となる性質を有するものである。

(46) 谷岡・前掲注(43)155 頁。

(47) 谷岡・前掲注(43)155 頁。

(48) 谷岡・前掲注(43)155 頁。

(49) 谷岡・前掲注(43)159 頁。

(50) 谷岡・前掲注(43)159 頁。

(51) 谷岡・前掲注(43)159 頁。

(52) 「ただし、大きくマイナスの人ももつといることにも注意してもらいたい。」谷岡・前掲注(43)159 頁。

(53) 馬券訴訟においては、非対価要件は重要な争点とはなっていないので、本稿においても言及しないこととする。私見ではあるが、保険契約そのものに財産的な価値を認めて税法上の資産と扱う場合があるように、馬券の購入を、当選したら払戻金を得ることができるという契約であって、その契約上の地位に財産的な価値を認めて、所得税法上の資産と解する余地はあるかもしれないが、保険契約と同様に考えるのであれば、当選馬券の払戻金は保険金に相当することから、馬券契約による契約上の地位という資産の譲渡の対価ではなく、原始取得であって、資産の譲渡は存在しないと考えている。これについては、東京高裁平成 29 年 9 月 28 日判決（税務訴訟資料 267 号 順号 13068 [5 頁]）においても「的中馬券の払戻しも、勝馬投票の的中者が開催者に払戻金の交付を求める行為であって（括弧内略）馬券の譲渡とはいえない。」と判断されている。

また、役務の対価にあたるかについては、前記東京高判の地裁判決である横浜地裁平成 28 年 11 月 9 日判決（訟務月報 63 卷 5 号 1470 頁 [1500 頁]）において、事業

既述のとおり、「一時の」には独立の意味は無いとして 3 要件説を取る筆者においては、この段階で非継続要件該当性の判断は完了するのであるが、4 要件説であれば、さらに、一時の所得要件について検討する必要が生じる。

とはいって、4 要件説のうち、一時の所得要件から「偶発性要件」つまり所得源泉性が無いことを指すものと解釈する説については、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という非継続要件の規定全体が、所得源泉性がない偶発的な所得であることを指すと解する筆者の立場からすると、所得源泉性がない偶発的な所得であることを「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という規定全体から読み取るのか「一時の所得」から読み取るのかの違いだけであって、結局同じ結論になると思われる。

そのため、4 要件説で異なる結論に至る可能性があるのは 1 回で受け取るか複数回で受け取るかの違いとする説を取った場合ということになる。

それでも、生命保険の満期金等を一時金として受け取ることに代えて、年金形式で受け取る場合のように、同一の原因(一つの当選馬券の払戻金)から複数回にわたって所得を得ているような場合に、ここで言う「一時の所得要件」が関係することになると考えられるが、そのような受け取り方法は存在しない。

なお、「ある所得が一時金として支払われる場合であっても、所得の発生原因となる行為が継続して繰り返され、その結果、所得が連続して発生す

所得該当性の判断としてではあるが、「原告が（中略）期待値の高い馬券を抽出する作業をしていたとしても、そのような作業（役務）は馬券購入の相手方である JRA に提供されたものではないから、その役務の対価として原告が払戻金を得るわけではない。」と判示されている。これを一時所得及び雑所得の判定に当てはめた場合、「対価としての性質」（所得税法 34 条 1 項）の「としての性質」の文言によって対価性をある程度広く解釈したとしても、馬券購入者による馬券を抽出する作業といった役務は、払戻金を支払う JRA が利益を得る余地のないものであることから、JRA の支払う払戻金との関係において、「対価としての性質」を有するとはいえないと解すべきであろう。

るようなケース⁽⁵⁴⁾」も、複数回で受け取る態様の一つとして考えられないではないが、これについては、「各行為を個別に完結的に見るのでなく、全体を通して一連のものとして捉えるのが自然であるような場合にあっては、そこから生じた所得は、所得源泉有るものと解されている⁽⁵⁵⁾」として、個別の一時金（個別の当選馬券の払戻金）の発生原因（個別の馬券の当選）を個別に完結的に見ることが原則であって、後述する「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」があることから雑所得となるような場合が、まさに「全体を通して一連のものとして捉えるのが自然であるような場合⁽⁵⁶⁾」にあたることとなる。

結局、4 要件説を取ったとしても、馬券の払戻金による所得に関しては、先述したとおり、通常は、非継続要件に該当することによって、一時所得となるという結論は変わらないこととなる。

（2）賭事と博戯

既述のとおり、競馬は賭博の一種である。

その賭博とは、刑法において、平成 7 年改正前は、「博戯又ハ賭事」と規定されていた。

当事者の行為によって勝敗が決まる博戯と決まらない賭事では、偶然性の大小が異なり、偶然性の小さい博戯と偶然性の大きい賭事は異なるものとされていた。

しかし、「財物を賭して勝敗を争う行為の反風俗性は、偶然性の大小によって左右されない⁽⁵⁷⁾」ことから、刑法上は「この区別には実益がないとするのが通説⁽⁵⁸⁾」であり、判例も同様であったことから、「賭博」と規定されることとなった。

ここで、馬券購入者が馬券を購入するという行為は、レースの結果に影

(54) 寺内・前掲注(37)528 頁。

(55) 寺内・前掲注(37)528 頁。

(56) 寺内・前掲注(37)528 頁。

(57) 前田ほか・前掲注(6)549 頁。

(58) 前田ほか・前掲注(6)549 頁。

響を及ぼさないので、刑法における博戯又は賭事の区分においては賭事に該当する。

しかし、宝くじなどとは違い、レースの結果がすべて偶然によっているわけではない⁽⁵⁹⁾ことから、経済的利益という意味においては、賭け方の工夫によって、馬券購入者が損益という結果に関与する余地がある。

これは、所得税法の適用に際して、馬券購入者の賭け方の工夫やノウハウによっては、馬券の購入金額に対する払戻金額の期待値が、JRA の定める払戻率を超える可能性があるということであり、その期待値を 100% 以上とすることができるノウハウを有するのであれば⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾、営利性と継続性を同時に満たすことが可能となることから、そのノウハウに従って継続的に馬券の購入を行うのであれば、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することになる。その結果、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」（非継続要件）に該当しないこととなり、雑所得となる可能性が生じるということを意味していると考えられる。

（3）営利性と継続性の両立可能性

そして、このノウハウの例が、平成 27 年最高裁判決において示された「独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入⁽⁶²⁾」と

(59) 刑法の条文からは離れるが、賭博を「ゲーミングとベッティング、ロッタリーの三つに区分」する分類方法もある。筑紫・前掲注(9)48 頁。

(60) 単勝馬券の得票率とその馬が 1 着になる確率が一致するという前提（この前提については、守真太郎＝久門正人「多数決と相転移 競馬ファンに神様は存在するのか？」JWEIN09 講演論文集 1 頁（URL は下記のとおり）参照。）をすれば、それにに基づいてすべての組合せの馬単馬券の発生確率を計算し、実際の馬単馬券のオッズに乘じることによって、各馬単馬券の期待値を計算し、期待値 1 以上の馬単馬券を選別可能であることも示されている。関本大樹『租税法と数理』254-284 頁（成文堂、2015）。

（https://researchmap.jp/hisakadom/works/27324016/attachment_file.pdf）（令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧）。

(61) 海外の事例であるが、統計学の手法によって競馬予測モデルを作成し、さらに、パンクロール〔手持ち資金〕管理の手法を組み合わせることによって「科学的手法が競馬を金儲けの手段にした」といえるようになったとしている。アダム・クチャルスキ（柴田裕之訳）『ギャンブルで勝ち続ける科学者たち』77-133 頁（草思社、2019）。

(62) 最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁〔437-438 頁〕。

いう考え方である。

これに関して、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決（民集 71 卷 10 号 2235 頁）は、平成 27 年最高裁判決における「馬券を自動的に購入するソフトを使用⁽⁶³⁾」という要件が無くとも、「独自の条件設定と計算式⁽⁶⁴⁾」が、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ⁽⁶⁵⁾」にあたり、この両者の「購入方法に本質的な違いはないものと認められる⁽⁶⁶⁾」とし、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回かつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして 100% を超える回収率を実現⁽⁶⁷⁾」したことから、『『営利を目的とする継続的行為から生じた所得』として、一時所得ではなく雑所得に該当する⁽⁶⁸⁾』と判示した原審である東京高裁平成 28 年 4 月 21 日判決（民集 71 卷 10 号 2356 頁）の判断を是認した。

さらに、東京高裁令和 2 年 11 月 4 日判決（訟務月報 67 卷 8 号 1276 頁）において、「平成 24 年の回収率は中央競馬の平成 24 年事業年度の払戻率（馬券の発売金額に対する払戻金額の割合。約 75%）を相当程度超える 86.4% を維持してはいるが、営利性の存否の判断（客観的にみて利益が上がると期待し得る行為の存否の判断）という観点からは平成 24 年の損失及びその額は、看過できない否定的な事情と言わざるを得ない⁽⁶⁹⁾」として、

(63) 最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁 [437 頁]。

(64) 最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁 [437 頁]。

(65) 東京高判平 28 年 4 月 21 日民集 71 卷 10 号 2356 頁 [2362 頁]。

(66) 東京高判平 28 年 4 月 21 日民集 71 卷 10 号 2356 頁 [2362 頁]。

(67) 東京高判平 28 年 4 月 21 日民集 71 卷 10 号 2356 頁 [2362 頁]。

(68) 東京高判平 28 年 4 月 21 日民集 71 卷 10 号 2356 頁 [2362-2363 頁]。

(69) 東京高判令和 2 年 11 月 4 日訟務月報 67 卷 8 号 1276 頁 [1287 頁]。ただし、これについては、「平成 24 年の損失理由によってはこの損失の事実を除外して評価することも考えられるが、（中略）その原因是不明であるというのであるから、損失を特別事情として除外して評価することもできない。」[1288 頁] とし、その原因を特定できれば、その原因によっては、その損失を特別事情として除外する余地があるともしている。つまりは、「回収率が総体として 100% を超えることが期待し得る独自のノウハウ」[1289 頁] が存在していたものの、損失を除外すべき特別事情が生じたのであれば、その原因を、客観的に示す必要があるということになる。

通常の払戻率を有意に超えた払戻率を獲得できるノウハウが存在しているといえるとしても、「回収率が総体として 100% を超えることが期待し得る独自のノウハウを有していたとまでは認められず、これに基づき馬券を選別して購入を続けていたということはできないので、そのような被控訴人の上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったとまではいえない。⁽⁷⁰⁾」と判示されている。

つまり、本来の期待値（70～80%）を有意に超えていれば、数理としてはノウハウが存在しているといえるものの、その期待値が 100% 以上でないのであれば、所得税法の適用においては、営利性と継続性が両立しないことから非継続要件を満たし、馬券の払戻金額は一時所得となるのである。

（4）期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ
 パリミュチュエル方式によっている競馬等の公営競技においては、「馬券を購入する人が配当をめぐって争う相手は、ほかの馬券購入者⁽⁷¹⁾」であり、「馬券がファン同士による賭け金の奪い合いというゲームである以上、ほかのファンと同じ視点で馬券を（ある一定期間以上）買っていては勝てるわけがない⁽⁷²⁾」ということになる。

これは、「長期・積立・分散投資を組み合わせて行うことで、安定的な資産形成⁽⁷³⁾」を期待することができる通常の資産運用と全く異なる点であり、経済成長によって生み出される利益の分配を受けることを目的とする長期・分散・積立投資に対して、公営競技は、全体としては、元本を毀損する経済活動⁽⁷⁴⁾であるということからくる差異である。

(70) 東京高判令和 2 年 11 月 4 日訟務月報 67 巻 8 号 1276 頁〔1289 頁〕。

(71) じやい『勝ち方がわかる馬券の教科書』12 頁（池田書店、2022）。

(72) じやい・前掲注(71)20 頁。

(73) 金融庁「はじめてみよう！NISA 早わかりガイドブック」〔5 頁〕

（https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/guidebook_202307.pdf）（令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧）。

(74) 株式投資のような資産運用においても、「アクティブな投資家も、その集団全体としては、市場全体と同じ平均リターンになるしかない」ことから「アクティブな投資

そのため、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」とは、他の馬券購入者たちよりも正確な勝率、すなわちより正確な本来あるべき予想オッズと、実際のオッズの乖離を見つけ、その乖離がある馬券を、手持ち資金管理の観点と乖離の程度に応じた金額で購入することが必要となる購入方法であると考えられる。

ここで、他者よりも正確な勝率を予想するための理論は人それぞれであるが、その予想理論⁽⁷⁵⁾から見いだした実際のオッズとの乖離がある馬券を購入するという行為を確実に行うことが必要⁽⁷⁶⁾となる。というのも、十分に正確な予想理論に基づいた、期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウが元々あったとしても、その理論に基づいた馬券購入という行為を確実に行わなければ、自らの予想理論から購入を見送るべき期待値の低い馬券の購入実行及び予想理論から購入るべき期待値の高い馬券の購入見送りが、全体の期待回収率を減少させ、ノウハウを無効化していくからである。

一方、期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウとは、自らの予想理論に基づくあるべきオッズと実際のオッズとの乖離に着目した購入方法であるはずであることから、的中する可能性そのものは低い馬券を購入することも当然に生じるし、むしろそれが必要不可欠

はゼロサム・ゲームとなる」という側面も指摘されている。ウィリアム・パウンドストーン（松浦俊輔訳）『天才数学者はこう賭ける 誰も語らなかった株とギャンブルの話』212-215 頁（青土社、2006）。

しかし、ここでいうゼロサム・ゲームのゼロというのは、「市場全体と同じ平均リターン」のことである。この平均リターンを世界経済成長率と考えるなら、国際通貨基金の世界経済見通し 2025 年 1 月改訂版によれば、世界経済成長率の 2000～2019 年の平均は 3.7% であったことから、全体としては、3% 強の利益を生じることが前提となるゼロサム・ゲームつまり全体としてはプラスサム・ゲームを行っていることになる。この点が、ゼロサム・ゲームとしての側面から考えたとしても、全体として -20～-30% という損失を前提としたゼロサム・ゲーム、つまりマイナスサム・ゲームである競馬等の公営競技との差異である。

(75) もちろん、その予想理論が十分に正確でなかった場合、購入を確実に行っても、期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別することはできない。

(76) 「予想と買い目にくい違いが生じている人は意外に多い。」じやい・前掲注(71)25 頁。

となる購入方法である。

つまり、このノウハウは、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが前提となる方法であることから、これが「個々の馬券の的中に着目しない」購入と表現されることになる。

(5) カナダにおけるギャンブル収入課税

既述の「独自のノウハウ」に類似するものとして、カナダのギャンブル収入課税⁽⁷⁷⁾において「システムの有無⁽⁷⁸⁾」というメルクマールが存在する。

これらは完全に同じものではないとしても、「日本での『一体の経済活動』該当性に関する独自のノウハウの有無という考慮要素と、所得源泉の判断に関する『システム』の有無というカナダの考え方と類似するものがある⁽⁷⁹⁾」のではないかと思われる。

「カナダでは、実質的には所得源泉説に近い制度が採用されており、課税に服するかどうかは所得源泉の有無によって判断される。ギャンブル収入は、典型的な所得源泉のない収入として、通常は課税に服さないものとされる。しかし、ギャンブルであっても、リスクを最小化する『システム』が構築されていると認定される場合には、所得源泉があるものとして課税に服することとされている。⁽⁸⁰⁾」

「カナダでは、納税者の行うギャンブルの性質を分析し、納税者の行為がリスクを最小化し、利益を安定的に期待できるような『システム』を有しており、実際にそのシステムを利用して収入を得ていると認められる場合には、それは事業を構成するものとして、当該収入は事業からの収入として課税されることとなる。そして、その『システム』には、他者よりも優位に勝利を導くことのできる肉体的なスキルや、他者の入手し得ない内

(77) カナダの事例については、漆さき「カナダにおけるギャンブル収入課税について」大阪経大論集 67 卷 3 号 83 頁 (2016) から引用した。

(78) 漆・前掲注(77)84-85 頁。

(79) 漆・前掲注(77)85 頁。

(80) 漆・前掲注(77)84 頁。

部情報を得るために構築された関係などが当たるものとされる。⁽⁸¹⁾

このような、「システム」は、我が国における『『独自のノウハウ』』という考慮要素について示唆を与える⁽⁸²⁾ ものであるという点については大いに共感するところである。

他方、実際の争訟においては、「カナダでは、ギャンブル収入への課税は、主に納税者がギャンブルに勝っていて、プラスが出ている時に、それが申告に反映されていないとして、歳入庁が課税を試みる、という形で表れる⁽⁸³⁾」ことになる。

そこでは、「ギャンブル収入について、それが基本的に非課税であるという前提に立った上で⁽⁸⁴⁾」、「システムとその利用の有無によって判断される⁽⁸⁵⁾」ことから、課税庁が「システム」の存在を立証するという形態の訴訟となる。

そして、継続的に収入を得ているという結果があったとしても、「システムの有無自体に着目⁽⁸⁶⁾」した分析が行われ、それが認められない場合は、例えば、「彼らが勝ったのは本当だが、システムを有しているがために勝った」という証拠は全くない。彼らは、システムがないのに勝った。パターンを見つけようとするなら、それは、彼らができるだけ、莫大な数、無謀な賭け方をし、ロングショットにかけたということである。確かにそのことは、もし彼らが勝てば大きく勝つということを意味するが、逆に言えば、彼らは負けるときには大きく負けるのである。そして、勝つことの天文学的なオッズを考えれば、彼らが負ける可能性はかつ可能性よりもずっと高い。⁽⁸⁷⁾として、「継続的に収入を得ているという結果から、システムの存

(81) 漆・前掲注(77)96 頁。

(82) 漆・前掲注(77)96 頁。

(83) 漆・前掲注(77)96-97 頁。

(84) 漆・前掲注(77)89 頁。

(85) 漆・前掲注(77)96 頁。

(86) 漆・前掲注(77)94 頁。

(87) 漆・前掲注(77)93 頁。

在を推認することを否定している。⁽⁸⁸⁾」

一方、我が国においては、課税対象であることを前提として、「独自のノウハウ」が無ければ外れ馬券の購入費を控除できない一時所得、有れば控除できる雑所得という争いとなり、課税庁は「独自のノウハウ」が無いと主張し、納税者は有ると主張するという形態の訴訟となっているため、カナダとは課税庁と納税者の主張する方向性が逆になっている。

そして、ギャンブルにおいては、通常はそのような「システム」や「独自のノウハウ」は無いのが一般的であるという点については、両国とも同様であるため、「システム」や「独自のノウハウ」の存在についての立証が不十分となった場合、カナダでは非課税となるが、我が国では（最終的には裁判官の自由心証主義による判断となるが）一時所得となる可能性が高いということとなる。

（6）立証可能性

このように、我が国においては、「独自のノウハウ」の存在についての立証が十分にできなかった場合、納税者が求める判決が得られない可能性が高くなる。

一方、競馬でコンスタントに利益を上げている者は、各種の要素を調べ、それぞれ独自の方法で総体として利益を上げている可能性がある。

このような場合、コンスタントに利益を上げているという結果からすれば、「独自のノウハウ」の存在を推認し得る場合も無いとは言えないであろう⁽⁸⁹⁾。

しかし、まずは税務調査段階で課税庁に対して、最終的に裁判となった場合は裁判官に対して、確かに期待値 100% 以上の回収率（= 営利性と継続性の両立）を可能とする独自のノウハウがあり、それに基づいて馬券を購入しており、かつ、そのノウハウ以外の馬券購入が無い（もしくは区分できる）と立証できるかという問題が生じる。

(88) 漆・前掲注(77)94 頁。

(89) カナダにおいては、既述のとおり、このような推認は否定される。

その点、過去のデータから統計的手法によって予想モデルを作り、それに従って必要な馬券のみを購入している場合、その立証は、利用したデータ、作成したモデル、実際の買い目とその払戻金などの事実を提示することによって、比較的容易なものとなると思われる。

他方、その予想モデル等の独自のノウハウがすべて、もしくは、重要な部分において、本人の経験の蓄積としてしか存在しないという場合、その独自のノウハウを客観的に立証するのは極めて困難であると思われる。

また、実際の買い目やその結果についての記録が無い場合も、独自のノウハウの存在だけではなく、そのノウハウに沿った馬券購入を確実に行つたということを立証する上で、大きなマイナス要素⁽⁹⁰⁾となるであろう。

ただし、そのような場合でも、裁判官は、継続して利益を上げ続けていけるという結果からノウハウの存在を推認することも可能⁽⁹¹⁾である。

もちろん、個別の事案の解決という点では、最終的にそのような判断もあり得るが、納税者と課税庁においては、ノウハウの存在を事前に確定できず、所得区分の確定について判決を待つしかないという場合が生じるこ

(90) 例えば、東京高裁平成 29 年 9 月 28 日判決（税務訴訟資料 267 号順号 13068 [7-8 頁]）において、馬券の購入方法を分析するにあたって、「控訴人が採用した馬券の購入方法は（中略）具体的には次のような手順によるものと認められる（ただし、控訴人は、馬券の購入及び払戻しの履歴を記録していないため、実際にどのレースでどのような買い目の馬券を何円分購入したのか、個々の的中馬券について何円の払戻しを受けたかはいずれも不明であり、上記の購入方法が実際の購入履歴と一致するか否かを検証することはできない。）」としており、立証上のマイナス要素と捉えていると考えられる記述となっている。

(91) 例えば、「6 年間にわたり、多数の中央競馬のレースにおいて、各レースごとに单一又は複数の種類の馬券を購入し続けていたにもかかわらず、上記各年における回収率がいずれも 100% を超え、多額の利益を恒常的に得ていたことが認められるのであり、この事実は、控訴人において、期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る何らかのノウハウを有していたことを推認させるものである。そして、このような観点からすれば、控訴人が具体的な馬券の購入を裏付ける資料を保存していないため、具体的な購入馬券を特定することはできないものの、馬券の購入方法に関する前記（3）のとおりの控訴人の陳述をにわかに排斥することは困難であり、控訴人は、おおむね前記（3）のとおりの方法により、その有するノウハウを駆使し、十分に多数のレースにおいて期待回収率が 100% を超える馬券の選別に成功したことにより、上記のとおり多額の利益を恒常的に得ることができたものと認められる。」東京高判平 28 年 4 月 21 日民集 71 卷 10 号 2356 頁 [2362 頁]。

とから、納税者の課税に対する予測可能性を低下させることになる。

その意味でも、大谷裁判官の意見のとおり、何らかの特例措置が求められるといえる。

第 3 章 所得税法における馬券購入のための支出

既述のとおり、馬券購入のための支出は、娯楽のための消費支出であるとともに、馬券が当選した場合に払戻金という利益を得る可能性がある射幸契約のための支出でもある。

そのため、馬券が的中し、収入金額を生じた場合⁽⁹²⁾、馬券購入のための支出は、その収入によって得られる所得の控除項目となる可能性が生じる。

この支出は、必要経費（払戻金を得るために必要な支出）と家事費（娯楽のための消費支出）の性質を併有している費用であることから、「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの」（所得税法 45 条 1 項 1 号）のうち家事関連費に該当することになる。

そして、この家事関連費は、一時所得か雑所得かによって取扱いが異なることとなるため、それぞれの所得区分に応じて検討を進める。

第 1 節 一時所得となる場合

1 一時所得となる場合の馬券購入のための支出

「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在しないか、存在したとしても、馬券購入の際に、その独自のノウハウを適切に利用していない場合、馬券の払戻金による所得は一時所得となり、その収入を得るために支出した金額は、「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの」（所得税法 45 条 1 項 1 号）に該当したとしても、同条 4 項における「一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない」ものには当たらないこととなるため、所得税法 45 条及び所得税法施行令 96

(92) 購入馬券のすべてが外れて払戻金を全く得られなかった場合は、そもそも所得が生じていないことから、所得を生じることのない観劇やスポーツ観戦などのための支出のような他の娯楽費と同様に、所得税法を適用する必要のない支出と解することが適当であると考える。

条の適用の有無を論じる必要は無い。

その結果、馬券購入のために支出した金額は、一時所得の金額の計算方法を規定する所得税法 34 条 2 項の「その収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」への該当性、特に、「直接要した金額に限る」という要件をクリアすることで、一時所得の控除項目とすることができます。

ここで、馬券を発売するための根拠法である競馬法が、個別に勝馬投票券を発売する旨規定⁽⁹³⁾していること、及び、当選馬券に対して払戻金が支払われる旨規定⁽⁹⁴⁾していること、すなわち、外れ馬券は収入を生まないことから、収入を得るために直接必要な金額とは、当選馬券を購入した金額のみとすることが、馬券購入とその払戻金の支払いに関する競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づいた所得税法への当てはめとして適当であると考える。

2 馬券購入の実態からの検討

馬券の発売や払戻金の支払いは、公営競技の実施主体が作成した規約等に基づいて行われているところ、その規約等が競馬法に反していた場合、刑事、民事ともに問題が生じることとなるため、各実施主体の規約等つまり意志表示は、競馬法の規律に適合する法形式で契約を結ぶことであるといえる。

よって、競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づく解釈としては、既述のとおり、一時所得の収入を得るために直接必要な金額は、当選馬券を購入した金額のみとすることが適當である。

ただし、競馬法の規律に関して必ずしも正確に理解しているとは限らない馬券購入者の内心の効果意志を、実際の馬券購入の実態から推測し、実質的な解釈を行うのであれば、直接要した金額の範囲をある程度拡大することも可能と思われる。

(93) 競馬法 6 条。

(94) 競馬法 8 条。

(1) 多数の組合せを一枚のマークカードで購入する場合

馬券は、購入者が予想した買い目を 1 点ずつ購入するものであるが、多数の馬券の組合せを一枚のマークカード⁽⁹⁵⁾で購入する方法として、ながし投票⁽⁹⁶⁾、ボックス投票⁽⁹⁷⁾、フォーメーション投票⁽⁹⁸⁾という方法が用意されている。

これらの場合であれば、一回の購入行為において、複数の馬券を同時に購入することが可能となっていることから、例えば、あるレースにおいて、ボックス投票で同時に購入した馬券のうちの一つが当選した場合、そのボックス投票で同時に購入した馬券⁽⁹⁹⁾の合計購入金額については、購入者の内心においてはこれらを一体のものとして購入するという意思があったとも考えられる。

具体的には、ボックス投票で馬券を購入する購入者は、「例えばある評価基準によって『次のレースが一〇頭中特に A、B、C の三頭の争いになるだろう』と予想したが、どの二頭が一位と二位になるかわからないというときに、とりあえず三頭のうちいずれか二頭が一位と二位になる全種類の

(95) JRA「マークカード」

(<https://jra.jp/kouza/beginner/mark/>) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(96) 「軸となる馬（枠）番を、3 連単もしくは 3 連複なら 1 から 2 頭、その他の連勝式なら 1 頭（枠）選択して、その軸から相手の馬（枠）番に『ながし』で購入する投票方法。」JRA「ながし」

(<https://www.jra.go.jp/kouza/yougo/w525.html>) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(97) 「いくつか選択した馬（枠）番について、その全ての組合せを購入する投票方法のこと。ただし、枠連ボックスでは、「1-1」などのゾロ目は買い目に含まれない。」JRA「ボックス」

(<https://www.jra.go.jp/kouza/yougo/w527.html>) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(98) 「1 着馬、2 着馬、3 着馬（連複の場合は 1 頭（枠）目、2 頭（枠）目、3 頭目）を、それぞれ 1 頭（枠）以上選択して、購入可能な組合せのすべてを購入する投票方法。例えば、3 連単などの組合せが多くなる馬券を購入する場合、「ながし」や「ボックス」投票よりも組合せ数を絞ることができるメリットがある。枠連の場合、組合せにゾロ目がある場合は、ゾロ目も買い目に含まれる。」JRA「フォーメーション」

(<https://www.jra.go.jp/kouza/yougo/w528.html>) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(99) 例えば、3 連単で 4 点に対するボックス買いであれば 24 組、5 点に対するボックス買いであれば 60 組の馬券を一枚のマークカードで購入することとなる。組合せ数については、JRA「マークカード点数早見表」を参照

(<https://www.jra.go.jp/kouza/useful/hayamihyo/>) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

馬券を買う。そしてどの組み合わせでも配当が受け取ることができるよう⁽¹⁰⁰⁾ことを目的としていると考えられることから、実質的には「A、B、C の三頭の争いになるだろう」という一つの予想に対する一連の賭け方であると捉えることができる。

つまり、連勝複式で A、B、C のボックス投票をしたとすれば、実際に購入するのは A-B、B-C、A-C の 3 つの連勝複式馬券となるところ、そのうちの一つが的中した場合、他の二つは法的には払戻金に対して無関係であるが、馬券購入者の内心の意志を購入方法から推測して、同一の予想からの的中馬券を得るための一体の馬券購入と解釈する余地もあると思われる。

所得税法の適用に際して、このような馬券購入の実態を考慮すると、馬券購入者の内心の意志を馬券購入方法から推測して、一つの注文行為で同時に購入した馬券の範囲で、外れ馬券分も含む合計金額を直接要した金額と解する緩和的な取扱いを定める余地もあると考える。

もちろん、競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づく解釈としては、一時所得の収入を得るために直接必要な金額は、当選馬券を購入した金額のみとなるが、推測される馬券購入者の内心の意志に沿った緩和的な取扱いを定めることによって、馬券購入者にとって納得感のある取扱いとなると思われる。

(2) 一つのレースにおける複数の買い目

馬券購入者の内心の意志を購入方法から推測し、その内心の意志に沿った緩和的な取扱いを定めるのであれば、必ずしも一回の購入行為で複数の馬券を購入するというという購入方法に限られるものではないとも考えられる。

(100) 谷岡一郎『ツキの法則』107 頁 (PHP 研究所、1997)。同書では、このボックス買いは、「たくさん買えば当たる確率は増大するが、その分投資額に対する回収率が悪くなり、結局『回数』を増やし『分散』を小さくする効果しかない、早く確実に負ける方法』(109-110 頁) の一例として紹介されている。

先ほどのボックス投票の例のように、「A、B、C の三頭の争いになるだろう」というレベルまで絞り切れるほどの予想理論を持たない一般の馬券購入者においても、一つのレースにおける複数の買い目をどのように選択し、それぞれどの程度の金額を賭けるかということも含めて、全体として当該レースに対する賭けとして馬券を購入していると捉える方が馬券購入者の内心の意志という点では実態に即したものとなっているとも考えられる。

このように、馬券購入者の内心の意志を推測するならば、外れ馬券が当然に当選馬券の払戻金による収入とは無関係とも言い切れない場合があり、一時所得となる場合であっても、一回の購入行為で複数の馬券を購入するという購入方法に限らず、ある程度の範囲の外れ馬券について、直接要した金額に含めても差し支えないとする緩和的な取扱いを定めることは可能であると思われる。

その場合、直接要した金額をどの範囲まで拡大することが適切なのかという問題が生じる。

例えば、先ほどのボックス投票のケースで言えば、A、B、C それぞれの単勝馬券や複勝馬券を購入したとしても、「A、B、C の三頭の争いになるだろう」という同一の予想に対する一連の賭け方であると捉えることができるが、自分なりの強固な予想理論と買い方のルールを持たない通常の馬券購入者であれば、「A、B、C の三頭の争いになるだろう」というレベルまで絞り込めることは少ないと考えられ、もっと散らばった購入となる可能性も高い。それでも、少なくともその人なりに当てようと予想し、工夫した結果としての購入馬券の組み合わせでもあることを考えれば、同一レースでの外れ馬券まで直接要した金額に含めても、実質から乖離した取扱いとはならないと考えられる。

他方、あるレースと他のレースでは、出走する馬が異なることを考えるだけでも、それぞれ独立したレースであると考えられることから、馬券購入者があるレースで当てようと努力した予測に基づく購入馬券と、別のレ

ースでの購入馬券とは無関係であると考えるのが適當と思われる。

(3) 1日単位での計算の可能性

確かにレースの予想という意味では、あるレースに対する予想と別のレースに対する予想は独立しているものの、馬券購入者の実態としては、「競馬場などで前半負けが込み、アツくなつて後半賭ける金額を増やす例⁽¹⁰¹⁾」や、逆に「前半わりと儲け、最終レースに全部つぎ込む、という賭け方⁽¹⁰²⁾」もよくある例として紹介されている。

また、「賭ける金額の多少をコントロールすることによって勝とうとするシステム、すなわち<マネーマネジメントに関するシステム>⁽¹⁰³⁾」は、精緻な予想理論と組み合わせた上で、適切に活用すれば、安定して利益を上げるためのシステムの一部となり得るが、マネーマネジメントに関するシステムだけを、資金の減り方と増え方を緩やかにしたり急激にしたり⁽¹⁰⁴⁾するために利用することもあり得る。

このように、買い目にまで影響を与えるとは限らない⁽¹⁰⁵⁾ものの、賭ける金額という点では、その日のそれまでの勝ち負けから影響を受ける馬券購入者が、ある程度存在する可能性は十分にあると考えられる。

このような実態まで考慮するならば、1日単位で外れ馬券を直接要した金額に含めるという緩和的な取扱いを定めることも、必ずしも不合理なものというわけではないと思われる。

(101) 谷岡・前掲注(100)115頁。

(102) 谷岡・前掲注(100)115-116頁。

(103) 谷岡・前掲注(100)50頁。

(104) 谷岡・前掲注(100)67-73頁に、代表的な「マネーマネジメントに関するシステム」の例とその効果が紹介されている。

(105) 「前半負けが込み、アツくなつて後半賭ける金額を増やす例」の場合、逆転を狙つて、買い目もオッズのより高い馬券の購入に変わっていくというように買い目にまで影響を及ぼす可能性もある。「頭に血がのぼった状態で買った馬券は、そもそも冷静な思考に基づかないムチャなものが多く、けがを大きくすることがほとんどであろう。」 谷岡・前掲注(100)115頁。

3 執行上の問題

(1) 予想される執行上の問題

法的な解釈を離れて、実態を踏まえた緩和的な取扱いとしては、レース単位や1日単位で外れ馬券を直接要した金額に含めるという取扱いも、必ずしも不合理なものではないとしたところであるが、その場合、従来よく言われている執行上の問題、つまり、競馬場で外れ馬券を拾い集めて当選馬券の払戻金による所得金額を0円にしてしまう、さらにはマイナスにして他の一時所得との通算を図るという事態までも予想される。

(2) 執行上の問題への対応策

これについては、実態を踏まえた緩和的な取扱いとして、「直接要した金額」の範囲を拡張した結果発生することが予想される執行上の問題であるから、このような問題に対応するための取扱いも同時に定める必要がある。

例えば、本人確認が確実に行われているインターネット口座等⁽¹⁰⁶⁾において馬券購入が行われる場合にのみ、「直接要した金額」の範囲を拡張するということが考えられる。

また、インターネット口座以外で購入した馬券については、同一券面の範囲（つまり、一回の購入行為で購入した馬券の範囲）で、「直接要した金額」の範囲を拡張するということが考えられる。しかし、これについては、現物の券面は、払い戻し時に実施主体が回収することから、払戻金を支払う際に、同一券面に記載されている馬券の合計購入金額に関する証明書等を実施主体が発行するような仕組みが整備される必要⁽¹⁰⁷⁾が生じる。

さらに、推測される馬券購入者の内心の意志からすると、馬券の購入は、当選馬券の払戻金による収入を得るためにのみ必要なものであり、他の一時所得⁽¹⁰⁸⁾とは無関係であることから、他の一時所得との通算が生じてしま

(106) 本人確認と名寄せを確実に行うことができるのであれば、インターネット口座に限る必要性はないと考えられるが、現実問題としてはインターネット口座以外では難しいと思われる。

(107) 払戻金の支払い時に源泉分離課税を行うのであれば必要ない。

(108) 例えば、保険金収入や法人からの贈与による所得などがある。

まわないように、「直接要した金額」の範囲を緩和的取扱いとして拡張したとしても、当選馬券の払戻金による収入金額を限度とするよう定める必要がある。

(3) ギャンブル等依存症対策への協力の可能性

ギャンブル等⁽¹⁰⁹⁾については、税務上の問題以外にも、ギャンブル等依存症⁽¹¹⁰⁾の問題も生じており、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的⁽¹¹¹⁾」とした「ギャンブル等依存症対策基本法」が定められている。

そして、ギャンブル等依存症対策基本法 24 条に基づいて内閣に置かれたギャンブル等依存症対策推進本部より「ギャンブル等依存症対策推進基本計画⁽¹¹²⁾」が公表されている。

その中で示されている「取り組むべき具体的施策⁽¹¹³⁾」として、「今後、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策を検討⁽¹¹⁴⁾」するとされている。

他にも、「ギャンブル等依存症である者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、競馬主催者は競馬場及び場外馬券売場への入場制限を実施⁽¹¹⁵⁾」しており、「競馬場等

(109) 「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。」 ギャンブル等依存症対策基本法 2 条。

(110) 「この法律において『ギャンブル等依存症』とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」 ギャンブル等依存症対策基本法 2 条。

(111) ギャンブル等依存症対策基本法 1 条。

(112) ギャンブル等依存症対策推進本部「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 7 年 3 月 21 日）」
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/pdf/kihon_keikaku_honbun_20250321.pdf) (令和 7 年 6 月 26 日最終閲覧)。

(113) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)6 頁。

(114) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)11 頁。

(115) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)8 頁。

への入場制限については、競馬主催者による対応マニュアルの整備や警備員等に対する教育・指導の徹底、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置・巡回の強化等により対応⁽¹¹⁶⁾」がなされ、さらに「入場制限者等を特定するための実証実験を実施し、より効率的かつ低コストで特定するための技術の導入が検討され⁽¹¹⁷⁾」ているところ、「今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理義の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する情報収集を行い、競馬場等での適切な入場制限の手法について検討を行う⁽¹¹⁸⁾」こととされている。

こうした社会的要請への対応として、馬券購入時の本人確認及び競馬主催者による馬券購入者の購入履歴の保存及び国等の機関への情報提供が、今後、有用ないし必要となる可能性はあると思われるところ、例えば、馬券購入時に適切に本人確認が行われることや、履歴の残るインターネット口座での購入に誘導するという政策目標に資するための税制上の優遇措置として、一定の要件を満たすインターネット口座を通じて購入した場合や適切な本人確認が行われた上で購入馬券の名寄せが行える場合であれば、それらから得られる情報に基づいて、外れ馬券を「直接要した金額」とすることができる範囲を 1 年単位とするという立法措置も検討に値するであろう。

第 2 節 雜所得となる場合

1 雜所得となる場合の馬券購入のための支出

(1) 馬券購入のための支出のうち業務の遂行上必要な部分の区分

「期待回収率が 100% を超える馬券を有效地に選別し得る独自のノウハウ」が存在し、その独自のノウハウに従って継続して馬券を購入している場合、

(116) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)8 頁。

(117) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)8 頁。

(118) ギャンブル等依存症対策推進本部・前掲注(112)9 頁。

馬券の払戻金による所得は雑所得となり、馬券購入のための支出は、既述のとおり、必要経費と家事費の性質を併有している費用であることから、家事関連費となる。

そのため、所得税法 45 条による必要経費不算入に該当しないためには、「家事上の経費に関連する経費の主たる部分が（中略）雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合⁽¹¹⁹⁾」に該当しなくてはならない。

逆に言えば、明らかに区分することができなければ、当選馬券の購入金額であっても、区分できない家事関連費として必要経費不算入となる可能性も理論的にはあり得る。もちろん、少なくとも当選馬券については、それ無しに収入を得ることができないことは明らかであるので、当選馬券の購入金額が必要経費不算入となるとは考えられないが、馬券購入に関する記録がまったく作成されていない場合、払戻金を得た当選馬券の購入費用を区分することができないという可能性もある。

また、外れ馬券購入のための支出と当選馬券購入のための支出を比べれば、通常であれば当選馬券購入のための支出の方が少ないと考えられるところから、「主たる部分」が業務の遂行上必要と言えるかという問題も生じ得る。しかし、この点は、所得税基本通達 45-2 ただし書き⁽¹²⁰⁾によって、「主たる部分」という要件が実務上空文化しているとも考えられることから、「明らかに区分することができる場合」には、問題は生じないと思われる。

(119) 所得税法施行令 96 条。

(120) 所得税基本通達 45-2（業務の遂行上必要な部分）

令第 96 条第 1 号に規定する「主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が 50% を超えるかどうかにより判定するものとする。ただし、当該必要な部分の金額が 50% 以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない。

(2) 独自のノウハウと外れ馬券

ここで、雑所得となるためには、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在する必要があった。

そして、そのノウハウとは、自らの予想理論に基づくあるべきオッズと実際のオッズとの乖離に着目した購入方法であるはずであることから、的中する可能性そのものは低い馬券を購入すること、つまり、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが必要不可欠となる購入方法である。

そのような独自のノウハウに従って馬券を購入したことによって生じた外れ馬券購入のための金額は、家事関連費に該当するものの、そのノウハウに従って購入している限りにおいて、すべての馬券購入が必要不可欠であることから「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合」に当たり、家事関連費として必要経費不算入とはならないと考えられる。

こうして所得税法 45 条の適用がないことが確認されたことによって、所得税法 37 条の要件の該当性について検討されることとなる。

その際、このような購入方法は、「一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有する」ものと認定されるものもあるため、所得税法 37 条の適用においては、そのノウハウによる収入のために必要不可欠である一連の購入から生じた外れ馬券は、同条 1 項前段の「直接に要した費用」に当たり⁽¹²¹⁾、必要経費に算入できると考えることができる。

2 ノウハウの存在以外の理由で雑所得となる場合

他方、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在し、外れ馬券を含む「一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態

(121) 直接に収入に結びつかなかった「外れ馬券」を含めて、「直接要した費用」に該当することと、棚卸資産の期末評価における棚卸減耗損が、実際には販売されていない損失であるにも関わらず、通常は売上原価として必要経費に算入されることとの類似性の指摘もなされている。佐藤・前掲注(13)300-301 頁。

を有する」ものではないにもかかわらず、当選馬券による収入が雑所得となる可能性として、他の業務（例えば、ユーチューバー等の配信による所得）の付随収入として馬券収入が事業所得や雑所得となる場合も考えられないではない。

このような場合については、「『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』と規定される非継続要件は、『何らかの継続的行為に関連して一時の所得が得られる場合』を一時所得の範疇から除く趣旨ではなく、『一時の所得自体が、反復継続して得られる場合』に、そのような『一時の所得』を一時所得の範疇から除くものと解すべきことが明らかになった⁽¹²²⁾」との結論について、筆者も賛成であり、上記の例のように、ユーチューバー等の配信のような「何らかの継続的行為」に関連して、独自のノウハウに基づかない「一時の所得」である当選馬券の払戻金による収入が得られたとしても、それだけでは一時所得の範疇から除かれるものではない、つまり、当選馬券の払戻金による所得は一時所得となると解することが適当であると考える。

それでも、万一、このような場合に当選馬券の払戻金による収入が付随収入として雑所得となるという主張が認められたとしたとしても、独自のノウハウに基づかずに購入された外れ馬券は、所得税法 37 条の適用においては、業務（ユーチューバー等の配信）との関連性はあるといえるかもしれないが、それ以前に、所得税法 45 条の適用上、家事関連費となり、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分する」必要が生じることとなる。

そして、「期待回収率が 100% を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」が存在しないのであれば、必然的に相応の確率で外れ馬券が発生することが必要不可欠となる購入方法ではなくなるため、外れ馬券を含むすべての馬券購入が必要不可欠であるということにはならず、当たり馬券の購入の

(122) 佐藤・前掲注(32)235-236 頁。

ための金額は、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」な部分として区分することは可能かもしれないが、外れ馬券の購入のための金額は、娯楽としての支出（家事費としての性質）と業務の遂行上必要な部分を区分することは不可能であり、区分できない家事関連費として必要経費不算入となるべきと考える。

さらに言えば、記録の不存在によって当たり馬券と外れ馬券のそれぞれの購入費用を区分できない場合、当たり馬券の購入費用も含めて区分できない家事関連費として必要経費不算入となる可能性もあると考えられる。

また、これは、家事関連費の区分による必要経費算入の可否という問題であることから、一時所得の場合に検討した、直接要した金額の範囲を拡張する政策判断をしたとしても、判断の基準となる法令が異なることから、雑所得となる場合に家事関連費として必要経費不算入となる外れ馬券の必要経費算入範囲の拡張には直結しない。

そして、馬券購入者の内心の意志を推測するならば、家事関連費の区分という意味では、馬券購入のための支出は娯楽のためであるという意志と払戻金による利益を得ることを期待するという意思が同時に推測されることとなり、賭博が「財産の得喪」と結びついた娯楽であることから、これらの意思是一体のものであり、区分することができないと考えられる。この推測された内心の意志を所得税法 45 条及び所得税法施行令 96 条の家事関連費の区分に当てはめると、区分できない家事関連費として必要経費に算入できないことになる。

もちろん、既述のようにギャンブル等依存症対策として、購入履歴の残る購入方法に誘導するという政策目的などがあれば、優遇措置として一時所得の場合と同様の条件で必要経費算入が認められる制度となるであろう。

3 記録の重要性

（1）家事関連費の区分のための記録の必要性

所得区分の検討において、「実際の買い目やその結果についての記録が無

い場合も、独自のノウハウの存在だけではなく、そのノウハウに沿った馬券購入を確実に行ったということを立証する上で、大きなマイナス要素となるであろう」と指摘したところであるが、この記録は、家事関連費のうち、「雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分する」という場面でも重要なものとなる。

既述のとおり、ノウハウに沿った購入馬券は、外れ馬券であっても当選馬券を得るために必要不可欠であるが、ノウハウに沿っていない購入馬券は、当選馬券を得るために必要不可欠であるということにならない。

そのため、これを「明らかに区分する」ことができれば、ノウハウに沿っていない外れ馬券の購入のための金額のみを必要経費不算入となる家事関連費とすることによって、ノウハウに沿った馬券購入のための金額は、必要経費に算入できる金額として区分できるが、記録がないために、この区分ができない場合、文理解釈を厳格に行うならば、必要な部分を明らかに区分することができない家事関連費として、すべての外れ馬券（記録の状態によっては当たり馬券も含まれる可能性もある）の購入のための金額を必要経費不算入とすべきであるという結論となると思われる。

（2）所得税法 232 条 2 項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

また、雑所得となる場合は、令和 2 年度税制改正において導入された所得税法 232 条 2 項における「雑所得を生ずべき業務」を行っている場合にあたると考えられることから、現在においては、帳簿書類等の備え付けが必要となるはずである。

すると、帳簿書類等の備え付けがないのであれば、雑所得であるという主張が認められる可能性は、従前よりもさらに低下すると考えられ、雑所得であるという主張が認められたとしても、家事関連費としての区分について必要な部分を明らかに区分できないとされる可能性が高まるものと思われる。

第 4 章 特例措置の検討

ここまででは、ギャンブル等依存症対策としての特例措置に言及した部分以外は、基本的に現在の法令を前提とした解釈を行ってきたところ、平成 27 年最高裁判決における大谷裁判官の意見において指摘されている何らかの特例措置について、どのような措置が考えられるか立法措置も視野に入れて検討することとする。

また、本稿において特例措置を検討する対象であるが、根拠法、私法関係、経済関係の類似する公営競技の払戻金による所得に対するものに限る⁽¹²³⁾こととする。

1 考えられる特例措置

(1) 法令改正を要しない措置

必ずしも法令改正を要しないものとして、第 3 章第 1 節 2 において検討したとおり、一時所得となる場合であっても一定の範囲（同一レースや同一開催日など）における外れ馬券の購入金額について、当選馬券の払戻金による収入金額を限度として、一時所得の収入を得るために要した金額に含めることを認める、という取扱いが考えられる。

これは、競馬法の規定に従うべき私法関係の解釈からは逸脱するものの、馬券購入者の内心の意志を実質的に汲むものであることから、納税者の納得感も高まるものと思われる。

また、法令改正を行わなくとも、いわゆる緩和通達を定めることで実施可能と考えられる。

ただし、この場合、特別控除（50 万円）を超えた所得を得た場合、確定

(123) ギャンブル等依存症対策基本法に規定するギャンブル等を対象とした場合、公営競技とはかなり異なる法律関係である「ぱちんこ屋に係る遊技」を含むことになり、議論が拡散すると考えられることから、本稿においては公営競技のみを対象として検討することとする。

申告する必要が生じることは変わりなく、納税者の事務負担はあまり軽減されない。

さらに、雑所得となるか否かの争点は常に生じ得ることとなる。

このように、大谷裁判官の意見における「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」というには不十分なものと言えるところ、これを解決するには、以下の法令改正を要する特例措置が必要となるが、その際、この控除範囲の拡大を踏まえた計算を取り入れた制度とすることも有効であろう。

(2) 法令改正を要する措置

既存の制度に類する措置として、①当選馬券の払い戻しに関して公営競技実施主体に情報申告を義務付ける、②当選馬券の払い戻し時に源泉分離課税を行う、③公営競技に関する所得を申告分離課税とする、④インターネット口座での購入について、金融所得における特定口座に類する仕組みを導入し、当該口座内においては、年間の総合収支に対する分離課税を認める、⑤所得区分にかかわらず年間の総合収支に対する課税とするが、必要経費等に算入できる金額については、公営競技に関する収入金額を限度とする、⑥払戻率を引き下げた上で非課税とする、というような措置が考えられることから以下詳述する。

イ 情報申告の義務付け

これは、当選馬券の払い戻しに関して、公営競技実施主体に情報申告を義務付ける制度を導入するものである。

メリットとしては、当選馬券等の払戻金に関する情報が課税当局に把握されていることを意識することによって、自主的な申告を促すと同時に、申告がなされない場合に課税庁が調査すべき対象を把握しやすくなるものであり、申告納税の趣旨に合致する制度である。

また、情報申告を行うために公営競技実施主体において保存される情報は、ギャンブル等依存症対策としても有用な情報となり得る。

デメリットとしては、①払戻金の支払い時の本人確認に関する制度の整備が必要となること、②一定の金額以下の払戻金については情報申告を不要とするような手当が無ければ、公営競技実施主体の事務負担が大きくなること、③本人確認ができない、もしくは拒否する者とのトラブルが発生する可能性が生じること、④一時所得の特別控除（50 万円）以上の利益を上げた場合に、申告が必要となるという点では、納税者の事務負担は減少しないこと、⑤雑所得となるか否かの争点は常に生じ得ること、などが考えられる。

ロ 源泉分離課税の導入

これは、当選馬券の払い戻し時に源泉分離課税を行うものであり、現行制度において、当選馬券の払戻金による所得には何らかの課税が行われるということを前提として、それを簡素な仕組みで完結させるという意味で、極めて簡素かつ有効な制度である。

また、他の特例措置を採用した場合に、本人確認ができない者等に関して生じ得る問題について、そのような者に対して源泉分離課税を行うことで容易に補うことができる。

デメリットとしては、①公営競技実施主体の事務負担が増加する（ただし、本人確認に係る事務負担よりは小さいと思われる）、②一時所得の特別控除（50 万円）の適用が受けられなくなり、年間の当選馬券が 50 万円以下の者の税負担が増加する、③累進課税でなくなり、担税力に応じた課税でなくなる（低所得者には負担増、高所得者には負担減）、④ギャンブル等依存症対策としての効果がない、といった点が考えられる。

ハ 申告分離課税の導入

公営競技に関する所得を申告分離課税とするものである。

その際、必要経費等をどのような範囲とするかは、公営競技実施主体による本人確認と記録の作成及び保存がどの程度行われるかに応じて、すべての外れ馬券等の購入費用までとすることも含め検討可能である。

これは、口で検討した源泉分離課税のデメリットのうち、一時所得の特別控除（50 万円）の適用が受けられなくなり、年間の当選馬券が 50 万円以下の者の税負担が増加する問題を解消することができる。

また、公営競技間での損益通算が可能となる。

そして、最大のメリットは、所得区分に関する争いが生じる余地が無くなるということである。

デメリットとしては、本人確認に関する制度の整備が伴わなければ、申告された所得金額の適否を確認できなくなることから、情報申告と同様の問題（所得区分に関する問題を除く）が生じることとなる。

二 特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める

これは、馬券のインターネット購入に際して作成する口座を、金融所得における特定口座に類するものとするための要件を定め、当該口座内においては、年間の総合収支に対する申告分離課税を認めるものである。

すでに本人確認が行われているインターネット購入のための口座を活用し、公営競技の実施主体が顧客の購入履歴を詳細に保存することを特定口座の要件とし、特定口座において購入した馬券に限って申告分離課税を導入することによって、ハにおいて検討した申告分離課税におけるデメリットを、部分的にではあるが効果的に解消することができる。

また、公営競技の実施主体が特定口座における顧客の購入履歴を詳細に保存することをもって、雑所得となる場合の納税者の帳簿保存義務を代替したものとみなした上で、それ以上には、独自のノウハウの存在を示すための要件を求めるうことなく雑所得として年間の総合収支に対する課税を行うこととすることによって、課税要件の明確化を行い、さらに、その年間総合収支に対して源泉徴収の上で申告不要とすれば、課税の公平、安定性が高まり、さらに、納税者の事務負担も減少することとなる。

また、公営競技の実施主体において購入履歴の詳細な保存がなされることによって、ギャンブル等依存症対策としても有用な情報となり得る。

デメリットとしては、①インターネット口座における購入以外については、特例措置の影響が及ばないこと、②累進課税でなくなり、担税力に応じた課税でなくなる（低所得者には負担増、高所得者には負担減）ことが考えられる。

ここで、デメリット①については、特定口座以外で購入した馬券から生じた払戻金に対しては源泉分離課税を行うことで補完することができる。そして、結果的に、税負担として有利な特定口座の利用に誘導する効果も生じ、購入履歴の保存によってギャンブル等依存症対策に資することにもなると考えられる。

また、デメリット②については、特定口座における年間収支について、例えば、一定の所得金額までは 10%、それを超えた場合は 20% の税率とするような方法で、ある程度の累進性を持たせることができるとと思われる。

ホ 公営競技に関する収入金額を限度として必要経費等の算入を認める

これは、公営競技に関する所得を総合課税の対象としたまま、所得区分にかかわらず年間の総合収支に対する課税とすることを認めることとした上で、必要経費等に算入できる金額については、公営競技に関する収入金額を限度とする制度である。

これについては、アメリカ連邦税法に類似の制度があることから、それを紹介する。

「内国歳入法典第 61 条には、あらゆる所得はその源泉にかかわらず原則として総所得に算入されることが明記されて⁽¹²⁴⁾」おり、「賭博勝利金 (gambling winnings) は、一般に『その他の所得 (other income)』として総所得に算入⁽¹²⁵⁾」することとされている。

一方で、我が国の必要経費に相当する所得控除に関しては、「賭博損失 (gambling losses) は、その課税年度の賭博勝利金 (gambling winnings)

(124) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〔第9版〕』75 頁（中央経済社、2024）。

(125) 伊藤・前掲注(124)91 頁。

を限度（上限）に、雑控除項目として項目別控除で控除することができ⁽¹²⁶⁾ るとされている。

このような上限が定められている理由としては、「賭博損失は、カジノなどのギャンブルで生じた損失ですから、仮に調整総所得（AGI）の 2 % を超えた部分という『ハードル型』の控除制限規定を適用することとした場合には、不健全なギャンブル行為で無制限に税額を減らすことが可能となってしまいます。そこで、賭博損失については、賭博勝利金、すなわち賭博からの総所得算入額を控除制限として用いています。⁽¹²⁷⁾」と説明されている。

このようなアメリカ連邦税法の制度と同様、総合課税の原則を守ることによって、分離課税のデメリット（累進課税でないため担税力に応じた課税でなくなる）を解消すると同時に、ギャンブルの一種である公営競技に関する所得から生じた損失（損失のもととなる外れ馬券等の購入金額は本来家事関連費であり、独自のノウハウを有しなければ必要経費に算入できない費用である）が一時所得内や雑所得内であっても他の所得に影響を与えないよう担保することができる措置であると言える。

デメリットとしては、現に所得区分が存在する我が国の所得税法においては、所得区分の判定についての解決をもたらさない措置となることから、雑所得となるか否かの争点が残ることがあげられる。

へ 払戻率を引き下げた上で非課税とする

これは、払戻金が非課税⁽¹²⁸⁾ とされているサッカーくじ等のスポーツ振興投票の払戻率が約 50%⁽¹²⁹⁾（非課税の宝くじと同水準）であることを参考に、競馬等の公営競技においても、払戻率を約 50% に引き下げた上で、払戻金による所得を非課税とするものである。

(126) 伊藤・前掲注(124)338 頁。

(127) 伊藤・前掲注(124)338-339 頁。

(128) スポーツ振興投票の実施等に関する法律 16 条。

(129) スポーツ振興投票の実施等に関する法律 13 条。

スポーツ振興投票に関しては、「スポーツ振興のための必要な資金を得る⁽¹³⁰⁾」ことを目的としており、さらに、払戻率が約 50% であることから「寄附的性格を有する」と解されていることや、容易に当選しない仕組みとなっていることから、公営競技によるギャンブルよりも宝くじに近いと説明されている。

そのため、払戻率のみ引き下げたとしても、直ちに非課税としていいとは言い切れないものの、課税の安定性の観点では、最も簡便で分かりやすい方法である。

問題点は、①経済的に見れば、馬券が的中せず、所得を得られなかつた者にも税負担が生じることになり、担税力に応じた課税とはならないこと、②払戻率が 50% 程度まで低下してしまうと、公営競技の射幸性に基づく娯楽性を大きく減殺してしまい、これまで公営競技でギャンブルを楽しんでいた者が非合法なオンラインカジノ等に手を出してしまうおそれが生じることである。

健全な娯楽としての公営競技の娯楽性を維持するためには、払戻率を変更することは慎重であるべきと思われる。

2 小括

特例措置については、合計 7 案考えたところであるが、「ニ 特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める」案が、所得区分に関する争いを終わらせることができること、納税者（馬券購入者）の事務負担がほとんど生じないこと、購入履歴の保存がギャンブル等依存症対策として活用できること、といったメリットが大きく、「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置⁽¹³¹⁾として優れているものと考える。

さらに言えば、この方法で年間の総合収支に対して課税する場合、一般的

(130) スポーツ振興投票の実施等に関する法律 1 条。

(131) 最判平 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁〔440 頁〕。

な馬券購入者は、長期的には勝てないと考えられることから、結果的に、大半の馬券購入者には納税額が生じないことになると思われる。

そして、納税額が発生する馬券購入者にとっても、年間トータルですべての外れ馬券も含めてなお利益が出ている時のみ納税するという納得感を得やすい税負担のみで、安心して楽しむことができるようになると考えられる。

また、こうした環境が整備されることは、「課税の公平、安定性」のみにとどまらず、公営競技をこれまで以上に安心して楽しめる健全な娯楽とする一助にもなると思われることから、事務負担が生じる公営競技の実施主体にとっても、長期的にはメリットのある案ではないかと考える。

おわりに

馬券購入に関する私法関係の検討により、払戻金による所得が一時所得となる場合、収入を得るために直接必要な金額とは、当選馬券を購入した金額のみとする現行の取扱いが、馬券購入とその払戻金の支払いに関する競馬法の規律に従う必要がある私法上の契約関係に基づいた所得税法への当てはめとして適当であることを明確に示すことができたと同時に、馬券購入の実態から推測される馬券購入者の内心の意志を考慮し、一定の範囲（一つの注文行為で同時に購入した馬券、同一レースでの購入馬券、1 日単位での購入馬券など）で外れ馬券の購入金額を直接要した金額に含めるという緩和的な取扱いを定めることも、必ずしも不合理なものというわけではないということを示すことができた。

また、馬券の購入費用が家事関連費に該当するということから、これまでの馬券訴訟において必ずしも重視されてこなかった記録の重要性について新たに指摘できたものと考える。

さらに、平成 27 年最高裁判決における大谷裁判官の意見において指摘されている何らかの特例措置については、7 案考えたところであるが、特定口座に類する仕組みを導入し、年間の総合収支に対する申告分離課税を認める特例措置が、所得区分に関する争いを終わらせることができること、納税者（馬券購入者）の事務負担がほとんど生じないこと、購入履歴の保存がギャンブル等依存症対策として活用できること、といったメリットが大きく、「課税の公平、安定性の観点から、課税対象を明確にして妥当な税率を課すなどの特例措置」として優れているものと考えた。

もちろん、この案に限らず、どの案であっても、実現のハードルは高いと思われるが、公営競技に関する課税について「課税の公平、安定性」を向上させることを目的とした改正が行われる際の参考となれば幸いである。